

会計による財源によって教育水準を上げる教育予算を組むことがむずかしい、そういうことになれば、その逃げ道として特別会計にいわば逃避をしていく。特別会計の中でさらにその財源として投資にその道を開いていく。こういうことになり、ますと、教育予算本来の筋からいって、一般会計で組むべきものが次から次へと財政投資にまでそのワケが拡大されるということは、教育予算のたてまえとして好ましくないのではないか、これが私どもの主張でありましたし、また昨年の論議の経過を通して見ますと、大綱的にはそういうことが、政府を含めて私には了解されていたというふうに見るわけです。

若干前置きが長くなりましたが、前国会の議事録を紹介いたしますと、去年の三月二十五日のこの法律審議にあたって、わが党の本部委員が財政投資に資するに資することについて質問をいたしてあります。それに対して相澤政府委員の答弁は、「この会計は、施設の整備を促進するために適当な条件のもとに財政投資資金の受入れを行ないうるものとする。これは御要望は、学校全体の施設整備だと思いますが、この法案におきましては、病院の施設整備に限っております。また、それからちよつと置きまして、「この財政投資資金の受け入れは病院の施設整備のために限って法案で規定いたしました次第でございます。こういうふうな、実に財政投資の取り扱いについては病院の施設整備以外にはワケを広げないのだ、こういう論議がなされておるわけです。したがって、今回改正をされておるのはいわゆるこのところを広げるというわけなのですけれども、前国会でもこれだけ論議をされたことが、十分予見されたことが、朝令暮改式に改正をされるという点については、われわれは前議会との関連においても、基本的な立場においても、了承することができないわけですが、それに対する政府の見解を示してもらいたい。特にこういう法案を立案する大蔵省の主計局、これは法規課長だと思いますが、この法規部担当がここまで言明をする、限定をした理由で言明を

するものに対して、朝令暮改式に法律を変えるという点についての見解をひとつ聞かしてもらいたい。

○鳩山政府委員 ただいまのお話は、昨年の特別会計設定当時は病院の施設に限って非常に限定的にやり、本年これを特別な移転の土地の取得等に広げる、これは朝令暮改ではないかというお話でございます。その限りにおきまして、昨年つくったものを本年改めるといふ点で、私もまさにおっしゃるとおりだと思います。ただ、本来病院に限ったという趣旨と今回これを広げるといふことは、それぞれ、病院につきましては、これは一般の国立病院についても財投でやっておりますし、そういう独立採算、学校特別会計の中でも一番独立採算的な色彩を持っているのが病院の経営でございますので、そういう面では昨年スタットいたしましたのでございますが、今回の場合は、もっと特定の財源と申しますが、大阪大学の場合で御理解いただけますように、現在数カ所に散在しておる、それが吹田地区に集まることによりまして不要になった土地で非常に多額な売却収入がある見込みがあるという、そういう具体的な問題に今回直面いたしました。こういう改定をするということになったわけでありまして、ものの本質といたしましては、今回の場合のほうがより確実なる財源があるということで、病院の経営以上にこのほうが非常に特定の財源を持つておるといふ意味で、財投でまかなうにこちらのほうがより適しているというふうにも私は考えております。ではなぜ昨年そういうことまで織り込まなかったかという点でございますが、それにつきましても、まだ具体的なケースとして計画が立っていないために昨年の当初案をつくりましたときに入れ得なかったということにある、そういうふうな御理解をいただきたいと思っております。

○藤田(高)委員 御答弁を聞きますと、今回の場合はより財源の確保が明確である、したがって、理屈からいへば、病院だけに限ることなく、財源確保さえはつきりしておればワケは極端に言

えば無制限に広げてもいいのだ、こういうふうにも理解できるわけですが、そういうふうな理解してよろしいですか。

○鳩山政府委員 この特別会計をつくりましてそれに財投を導入する場合の考え方として、将来の近隣のきわめて確実なる財源があるという場合に、本質論といたしましてそういうものを財投を導入することは適当であるというものを申し上げたのでございます。ただ、全般的に制度としてきめましますとそれがいろいろ影響するところも大きゅうございまして、やはり今回設けましますときに、はっきりとした線画を画しましてこういう制度を設けたのであります。それにつきましては、財投を導入する問題といたしまして、資金運用部の資金を運用したという趣旨から、資金運用部のほうの運用の方針というものもございまして、特別会計としては、こういう面では財投導入が適当ということに結論がなされても、やはり資金運用部の運用の面から見て、それが適当であるかどうかという判断も必要になってまいりますので、両面から見まして、制度としてこういうものは財投の原資でやるべきであるという判断が必要になってまいります。でございますから、いま御質問になつたような、確実な財源があれば、どんなものでも財投を導入してよろしいかという御質問に對しましては、やはり全般的に財政処理として資金運用部の運用ともならみ合わせまして、適当かどうかというのを判定いたすべきであると考へております。

○藤田(高)委員 今回の改正の表向きの理由は、過密対策ということがにじみまわって、いまの御答弁とわけでありませぬ。そうすると、いまの御答弁と若干食い違つてもわかりませんが、国立大学のあるところを大体見てみると、あえて言えば、他に移転をしなければいけないような、したほうがよろしかろうという、いわゆるそういう過密対策というものは、どこかの大学にも大体私は共通の理由として適用されるのじゃないか。その場合に、大阪大学だけこういうふうなやれば、将来かりに過密

対策という理由で申請をしてくれれば、これは大蔵省としても、文部省としても認めざるを得なくなるわけですね。そういう点については、他の大学との関係はどうか、これが第一点。

それともう一点は、この種の問題は、過密対策というふうなばく然たる都市建設、そういう要素も入りましようけれども、過密対策というものをにじみまわして今回の投資のワケを広げるというふうでなくて、むしろ大学の移転問題等は、教育水準がそのことによってどう向上するか、教育の施設内容というものがどのようにより充実されるか、あくまでも教育目的というものを主眼に置いた条件を理由として法律改正をやっていく、そしてケース・バイ・ケースでその目的がどのように達せられるかということを具体的に見きわめた上で、こういう法の改正なりあるいは取り扱いはやることの方が、私は筋じやないかと思つております。こういうばく然たる過密対策ということであれば、このワケは将来、極論をすれば、無制限に広がる可能性がある、そういう場合に、今回と、他の大学あたりとの調整ないしは区別をどこでやるのか、そういう点についてお聞かせを願いたい。

○鳩山政府委員 今回の改正につきましては、「人口の過度の集中に対する対策に資すること」と認められる」といふ表現がございまして、この「人口の過度の集中」というのは、きわめて抽象的な表現でございますので、これが一体どこで線を引くかということにつきましては非常にむずかしい問題だと存じます。私も、これを特別会計で財投を導入するという観点から見ますと、やはり不用となる財産の処分と、相当な代替地、施設ができるという場合が適当だと思つていますが、そういう意味で人口の過度の集中をしているところは、結局地価も相当高いということになってまいります。そういう移転計画というものに具体的に對処いたしました、過度の集中というものはいまどれだけであるかという具体的な定義はただいまきまつておりませんが、そういう一つの判断と

しては、財投を導入して移転がうまくできるという計画が成り立つかどうかということ、それから常識的にこれが過密都市であるということ、二つの判断で今後考えてまいらなければならぬものだと思います。

藤田(高)委員「将来の他の学校の問題は」と呼ぶ。これは将来個々の具体的なケースが出現してから、判定したいと思っておりますが、そういう二つの条件で処理をする。当面問題となつておりますのは、大阪大学がそういう適例として出ているということ、当面そういう大都市に限るといふことでやっておるわけでございます。

藤田(高)委員 過密対策というものを法改正の主たる理由にあげた以上は、原則としては過密対策としてこれは考慮せざるを得ないだろうという条件がある場合は、他の大学といえどもこの投融資から借り入れをする場合は、今回こういう道を開けば、原則的には拒むことはできないと思つておる。これはそのように理解していかどうか、これが一つ。

それから、過密対策ということになれば、当然移転したあとの学校の敷地は、過密対策にふさわしい土地利用をしなければいかぬと思つておる。そういう点では、どういうものに充てるかが望ましいと一般的にはお考えになっておるか、これが第二点。

今回の大阪大学の場合は、大蔵当局なり政府は、過密対策ということにそれほど力点を置かれるのであれば、大阪大学の場合は、そのあとにどういふものを、たとえば公園にするとか、緑地帯にするとか、あるいは児童遊園地にするとか、私どもとしてはいよいよその種のものを中心として土地利用をすべきだと思つておる。大阪の場合はどういふことなんでしょうか。

岩間政府委員 先ほどお話のございましたほかの大学につきましては、私どもは、先生も先ほど申されましたように、一般的には、一般会計からの資金でもってそういう移転というものはできるだ

け考えてまいりたいということでございます。たとえば昭和四十年度につきましては、静岡大学、山口大学、大分大学、あるいは三重。そういうところで移転の計画がござりますが、そういう場合におきましては、土地の買収費を予算に計上いたしまして、財政投融資でなく処理するようにいたしております。しかしながら、大阪大学の場合には、これは一ぺんに二十億というふうな非常に多額な経費が要するわけでございまして、しかも、先ほど次長から申し上げましたように、あと地の利用もかなり考えられるということでございますので、特に財政投融資をお願いしたような次第でございまして、原則といたしましては、予算の中で処理していくという方向は変わらないのでござい

ます。それから、将来の問題といたしましてどういふものがあるかということでございますが、たとえば東北大学、名古屋大学、これはすでに移転の方向にきまつております。

いま大きな問題としてのぼつておりますのは、大阪のほかに東京周辺の大学があるわけでござい

ますが、こういうものにつきましては、後刻またいろいろ検討いたしまして、関係方面とも御相談いたしたいと思つておるような次第でござい

ます。それから、過密都市対策ということで、あと地の利用の問題をただいま御指摘いただいたわけでござい

ます。まず、過密都市対策にならぬじゃないかというふうな御意見もあるかと思つておる。実は大阪大学が引越すということ自体がかなり大きな過密都市対策になるのではないかと、私どもも考えております。たとえば東京大学の例で申し上げますと、東京大学が使用します水と申しますのは、大体金沢市が使用します全部の水と同じぐらいの多量の水を使うというふうにいわれておる。そういうことで、金沢市の人口は二十八万

ぐらいでございますから、二十八万人分の水を東京大学だけで使つておる。そのほかに電気がガスとか、そういうものにつきましても非常に多量のものを使つておるわけでございまして、そういうものが都市から移転するということになりますと、たとえば水不足とか、そういう面にはかなり役に立つのではないかと、大学が移りますこと自体が過密都市対策になるのではないかと、私どもも考えておる次第でござい

ます。藤田(高)委員 私は、先ほどの御答弁を聞いておると、具体的な条件によつてこの種の財投の取り扱いについても考慮していくのだという、そういう御趣旨の答弁があつたと思つておる。ところが、いま聞いてみると、過密対策ということがこの法の一部改正の主たる理由になつておるにもかかわらず、大阪の場合には具体的な御旗として法の一部改正をやるのであれば、この移転をする現在の大阪大学のあとの用地は何に使うのか。公園に使うのか、緑地にするのか、児童遊園地にするのか。い

わば先ほど説明のあつたように、人口の過密状態を排除するにふさわしいような用地利用をやるという前提がないと、具体的な問題としてあなたたちがそこまでこのことについて力説をされるのであれば、ちゃんとこういう形で予算措置をされる前提として、そういう御計画というものが当局のほうに理解をされた上でこういう理由というものが出てこなければいかぬと思つておる。これが極端に言えば利権屋の投機対象になつたり、ある

いは自衛隊がそのあとへやってくるかもわからない。あるいはビルが建つとか、また商店街ができるとか、もう過密対策には全然ならぬような用地利用をするかもわからない。やつてみて、予算を組んだらあとは現地にまかすのだ、大阪にまかすのだ、こんな無責任な法律の改正、提案の理由説明というのではないと思つておる。半ば聞いておると、あなたたちが異例なケースとしてやつておるのだということであれば、過密対策にふさわしい理由というものがそこで説明をされないと、中身と表に掲げたものは違つておる。い

ま少し具体的な計画というものをあとの用地利用について教えていただきたい。

鳩山政府委員 ただいまのあとの計画がきまつていないじゃないかというお尋ねでございますが、これは「国立学校の移転が人口の過度の集中に対する対策に資することとなる」という場合において、というふうにして書いてありますけれども、この国立学校特別会計といたしましては、この国立学校の移転自体が、それだけで財投を導入するということも十分立つと考へられておるわけでありまして、かたがたそういう国立学校の移転というものについて、あわせてこれを過密対策に資しよう、この二つの要請が一緒に書いてあるわけでありまして、国立学校の側においてそのあとの緑地化なりあるいは児童遊園地なり、そういうものも計画まで立てなければならぬといふことでは、いつまでたつても事が済まないといふので、今回そういう人口の過度の集中対策にも資するようなケースについてやろう、こういうことを書いてあるわけでござい

ます。それから、過度の集中に対して一番適切な措置をいろいろ考へるということ、それから先に述べたように、過度の集中というところを公園にしてしまふというふうなことは、公園はいま地方団体が無償で大体国有財産を貸しておるのでござい

ます。そういうことでは特別会計の側としても困る。したがって、そういうところを程度特別会計の側としての要望を満たし、さりながらま

に物品税につきましては、御承知のとおり昭和三十七年に一般的な軽減が行なわれました。今日まですでに三年たつたわけでございます。明年は四年目、明後年は五年目に相なるわけでございます。そういうことを考えますと、数年間に一度見直すという時期を持たなければならぬのではないかと、いふふうにご意見を伺います。しかしながら、最近世間一般に間接税のウェイトをもっと高めるべきではないかという御意見もございまして、間接税の軽減をどういふふうにやっていくかにはいろいろ問題が出てございとおもいます。私どもいたしましては税制調査会におはかりいたしました。税制調査会の答申では御承知と思ひますが、直接税、間接税ということになしに、やはり各税目を見た場合に、現在の国民生活の状況から見て、最も軽減すべきものはどういふものであるかというのを優先的に考えて、税目のいかにこだわらず軽減をはかつていくという態度をとっておりますので、どのような結論が出るか、いまから予測できませんけれども、税制調査会におはかりいたしました。今後検討いたしてまいりたい、かように考えるのでございます。

○吉田説明員 先生のお尋ねのありました間接税の税負担の資料につきまして、技術的な問題でありますから、私から説明いたします。

これは非常に推定の多い資料でございます。統計としましてはかなり疑問がございます。そのためにいろいろなデータを集めて、それによつて一つの推定をつくらうという資料でございます。したがって、一本の統計的な資料とごいせいで、いろいろな世論調査とか各種の資料を集めなければならぬので、数年に一べん程度しかやらないというところでございます。なぜと申しますと、たとえば酒について申し上げますと、ここで正確につかまされれば、酒が家計でどの程度消費されているか、各階層別にどの程度消費されているか、これは比較的正確につかめます。ところが、酒が家計以外で、たとえ

ば料飲店であるとかバーであるとか、そういうところでの程度消費されているか、しかも各階層別に、どのような階層の人がどの程度消費されているかというところの把握は、ほとんど不可能に近いものでございます。したがって、まず酒の小売りの店頭におきまして、料飲店にどの程度売れたか、どの酒はどの程度売れたかというのを推定いたしまして、家計消費と家計外消費に分けて、家計外の消費は一般の各階層の消費資金に応じてかけているというのがこの資料でございます。さらに家計消費につきまして各階層に分ける場合にも、これは総理府統計局の家計調査がもとになっておりますが、これを出した総体の酒税額は家計に向いたであろうという酒税額に比べまして非常に少ないという数字になっております。これは一つはおそらく統計漏れだと思ひますが、もう一つは申告漏れ、つまり御主人が小づかいから酒を飲んだといったような場合にはなかなか奥さんには申告されないで、その点はオミットされている、こういうものをどうやって推定するかというのをいろいろのほかの調査でやります。これは酒だけではないでございまして、たばこあるいは各物品についても同じ問題がございます。

先ほど申しました総理府統計局の家計調査からの推定は比較的簡単にできますが、それ以外にはいろいろな推定を重ねまして、しかもいろいろな世論統計とか、非常に金もかかるわけでございますが、やるといふことで三十五年に一度、これも実は三十二年に大蔵委員会で間接税につきましても少し計数的にいろいろ分析しようという御要望がございまして、アメリカのマスブレーブ氏のやり方をまねてやってみたくてございまして、推定が多いものですから、しかも非常に金と

あれが要るものから、一度やっただけでありまして、それをもとにいたしまして三十七年の改正の土台の一つになったというものであります。○藤田(高)委員 三十五年以降の資料が出てないという点については、いまの説明でわかつたわけですが、やはり税調があつた形の答申を出さ

れる場合の基礎資料として物品税だけでなく、私にはたまたま物品税を中心としておりますが、いわゆる直接、間接税の比率、どういふものが今日の経済情勢あるいは国民所得の実態からいって適切な税制の方向であるかという検討をする場合は、五年も先の資料を土台にしたのじゃ、これは経済成長じゃないけれども、ずいぶん情勢が変わつておる。さっきの泉局長の答弁ではないですけれども、物品税と間接税については、三年前にはかける必要があつたけれども、三年たつた今日の情勢からいへば、そういうものは廃止してもいいというものが極端に言つたらできるかもしれないですね。いわんやそれは相対的には酒やあるいはたばこ等比べて物品税の負担比率というものは、税の逆進性というものは比較的軽いのだ、これはなるほど相対的な資料としては出てきますよ。しかし、やはり三十五年の資料で四十年年度の税制を論じること自身私は無理だと思つて、五年に一回なら一回、あるいは三年に一回しかできないというのであれば、三十七年なり三十八年あたりのものを推定要素を入れて資料として提示しないと、実態に即さない論議になる。そういう点については、私は税務当局のこういった税制改正の態度として非常に適切を欠いているのじゃないか、少なくとも三十八年ぐらいの資料を、実態を中心にしようという税の改正を提起するのが当然だと思つて、それに対する見解を示してもらいたい。

それとしまつて、なるほど物品税が中心になるわけですが、その具体的なことはあとで指摘するにしても、直接税と間接税の全体的な比率という点になると、いまの局長の御答弁を聞いておると、酒やあるいは砂糖なんかも五五と四五、電気ガス税なんかも四分六、こういうことに三十五年時点ではなつておりますが、ここにこういう大衆課税、税の逆進性の強いものを何か基準にとつて、物品税のほうは逆進性が相対的に低いのだからいいんじゃないか、こういう言い方は私は当たらぬと思つて、どだいこういう電気ガス税の

ように生活に密着している税が四分六の割合であつたり、あるいは酒のごときは所得の低い者ほど極端にいへばこういうカーブをとつておる。所得がこういうカーブをとつておるのに対して、酒のカーブは所得の低いほうによけい負担をしていける、こういう逆進性というものはもっとカーブ自身が寝てしまふべきだと思つておる。そういう観点からいへば、先ほど引例をされた酒とかあるいは砂糖とかたばことか電気ガス税、そういうものは高いのだからこつちは低いからしんぼうせい、こういう論理は私は成り立たないと思つて、それが、その点についての見解を聞かしてもらいた

○泉政府委員 まず第一に、このような統計資料というものを常に整備しておいて税制改正の際にそういうものを基礎にすべきじゃないか、お話しのとおりと思ひます。ただ先ほど課長から申し上げましたように、この調査には総理府の家計調査を基礎にいたしておりますけれども、しかしいろいろ推定を加えていくために、世論調査であるとか実態調査、いろいろやらなくてはなりませんので、金がかかるということでも今日まで見送つてきておるのでございます。それとまた過去の数字をとらえないとできないという点がございまして、今日まで見送つてきたわけでありまして、しかしこういうことは何年か一回は必ず調査いたしまして、今日の実態がどうなつておるかということを常に反省する必要があります。私どももいたしまして今後できるだけ早い機会に、三十八年でございまして三十九年にならざるを得ないかわかりませんが、そういう調査を行なひまして税制改正の際の参考資料にいたしたい、かように考えるのでございます。

それからその次の点、お話しのように物品税のほうは逆進性が少しゆるいからといってがまんしろということはお話し上げておらないつもりでございます。間接税の各税の中では比較的逆進性が少ないということをお話し上げていただけでございます、それであるから負担の軽減が必要でないとい

は、私にはたまたま物品税を中心としておりますが、いわゆる直接、間接税の比率、どういふものが今日の経済情勢あるいは国民所得の実態からいって適切な税制の方向であるかという検討をする場合は、五年も先の資料を土台にしたのじゃ、これは経済成長じゃないけれども、ずいぶん情勢が変わつておる。さっきの泉局長の答弁ではないですけれども、物品税と間接税については、三年前にはかける必要があつたけれども、三年たつた今日の情勢からいへば、そういうものは廃止してもいいというものが極端に言つたらできるかもしれないですね。いわんやそれは相対的には酒やあるいはたばこ等比べて物品税の負担比率というものは、税の逆進性というものは比較的軽いのだ、これはなるほど相対的な資料としては出てきますよ。しかし、やはり三十五年の資料で四十年年度の税制を論じること自身私は無理だと思つて、五年に一回なら一回、あるいは三年に一回しかできないというのであれば、三十七年なり三十八年あたりのものを推定要素を入れて資料として提示しないと、実態に即さない論議になる。そういう点については、私は税務当局のこういった税制改正の態度として非常に適切を欠いているのじゃないか、少なくとも三十八年ぐらいの資料を、実態を中心にしようという税の改正を提起するのが当然だと思つて、それに対する見解を示してもらいたい。

うことは毛頭ないのでございます。むしろより進性の強い間接税を含めまして、間接税全体につきまして直接税とのバランスを常に考えていかねばならない、こういう性質のものであろう、かように考えております。

○藤田(高)委員 時間の関係もありませぬので、今回改正をされておる具体的な内容について質問をしたいと思ひますが、その前に集約的な私の意見としては、この資料はもつと新しいものを整備をされて、いま指摘をしたような資料整備についてはもつと最近の資料を土台としてわれわれが検討ができ、また税調あたりにも資料提供ができるようなそういう資料整備をやるべきである、その点要求をしておきたいと思ひます。それと全体的には物品税はもちろんでありますが、酒、特に砂糖消費税あるいは電気ガス税のごときはもつと比率というものを、いわゆる所得税を納める階層と納めない階層との比率というものがあまりにも接近をしておる、税の負担公平の原則からいって、これは逆進性が強過ぎる、そういう点から全体的に引き下げるような対策を講じることが、これまた要求をしておきたいと思ひます。

次に具体的な内容であります、今回の改正は提案をされております四品目に限定をしておるわけですが、この四品目に限定をした理由、これに対する税制調査会の答申案の中にはどういふ理由を付して答申をしておるか、この二つをまずお尋ねしたいと思ひます。

○泉政府委員 先ほど申し上げましたように、間接税につきましては昭和三十七年に物品税のみならず酒税を含めまして一般的な軽減を行なつてまいりました。そのために現在の段階におきましては、大體間接税は消費者段階で課税するものについては二割、製造段階で課税するものについては二割ということを基準といたしましておおむね負担の程度が定められておりました、この程度で間接税の姿としてはいいのではないかと、さういふふうに考えられておるわけでございます。しかし先ほど申し上げましたように、数年たてばさうい

た点は検討し直す必要があるわけでございます。しかし昭和四十年にござりますれば御承知のとおり自然増収が少なくなりまして、減税財源の確保が非常に困難でありましたために、間接税につきま

したわけでござります。ところで昭和三十七年に物品税を改正いたしました際に、小型乗用車、カーフィルム、小型レコード及びカラーテレビ受像機の四品目につきましては暫定軽減税率というものが定められまして、昭和四十年の三月三十一日まで本則税率はいずれも二〇%でございますが、小型乗用車につきましては一〇%、その他の三品目につきましては一〇%という税率が定められておたつたわけでござります。これはそれぞれ自由化対策であるとか、あるいは商品として開発されまして間がないためにその競争力を培養する必要がある、こういった考え方で暫定軽減税率がとられたわけでござります。しかしその暫定軽減税率の適用期限が到来いたしますので、これをどうするか、一般的な軽減はともかくとしてこのように期限のくるものについてどうするかということ

を税制調査会におきましては、これら四品目の最近の生産、消費の状況あるいは輸出の状況、輸入の状況、こういったものを見ました上で、これらの四品目につきまして軽減税率を設けた趣旨はおおむね達成されたものと考えられるので、暫定軽減税率は適用期限到来と同時に廃止して本則税率に戻すべきである、このような答申が行なわれたわけでござります。

政府案を検討する際にいろいろ検討いたして見ますと、小型乗用車につきましては、御承知のとおり、本年中に自由化を行なうというふうな事態が予想されております。そういう点からいいたしま

的に上げていきまして、三年後に本則税率に戻す、このような改正案を御提案申し上げるようになった次第でござります。

○藤田(高)委員 この税制調査会の答申案は、いまの御答弁にもありましたが、いわゆる三十七年に法改正をやつた時点にいまのような軽減税率を設定をした、そのときの条件から考えられる本税率の返すべきだ、こういう答申を出しておると思う。これは先ほどの間接税の物品税と酒やあるいは砂糖や電気ガス税ではないですけれど、同じ間接税の中における税の逆進性、こういうような全体的な比率から考えるならば、これはやはり今回暫定税率を三カ年刻みでやつておられますが、小型乗用車とかあるいはカーフィルムとかフィルムとか、こういうものについては、そういう全体的なつり合いからいって、これは基本税率に返さないとならぬ均衡がとれないんじゃないかという一つ理由にあると思ひます。その点についてはどういふふうにお考えなのか、それが第一点。

〔金子(一)委員長代理退席、委員長着席〕
もう一つは、三十七年の法改正のときに、大體先ほど御説明のあつたような暫定税率というものをきめたけれども、その目的は三カ年でほぼ達成したという理由の中には、時間の関係で、私は自分の持つておる材料を提供して率直にお尋ねしたのでありますが、たとえば今回改正をしておる小型乗用車については三十六年と三十九年の対比においては、生産高においては二・三倍にふえておる。それからカーフィルムについてはこれまた約二

倍にふえておる。それから小型レコードについてはこれまた三倍にふえておる。カラーテレビについては驚くべきな、これ十九倍から二十倍にふえておる。これだけ生産が上れば、単位当たりのコストというものは当然これは下がらるわけですから、これだけの生産の伸びに見合つてコストが軽減されれば、これは貿易の自由化ということについてもあるいは国際競争力という観点から見

ても、これは基本税率に返すだけの理由というものが現実にはあると思ひます。この点だけ持っておりますけれども、たとえば生産の伸びから見れば基本税率に返してもよろしい、そういう条件が整つておるから税制調査会の答申案の中にも基本税率に返すべきである、私はこういう答申が出たと思ひます。やはりさういふ実態に即したことをやらぬと、あとで私は触れたいと思ひますが、もつともつと物品税をかけておる国民生活に密着をした、国民生活の必需物資に該当するようなものは基本税率で置きつばなし、さうしてさういふどちらかといえばプチブル階級とい

ますか、あえていへばこの四品目なんかは私は、かなり生活程度の高い人に影響のある、もつと極端にいへばこれは産業政策上からさういふ暫定税率というものはできておると思ひます。さういふつり合いという観点からいって、これはやはり基本税率に返さないとならぬ、さうして下げるものは全体的に、物品だつたら物品税の中で生活に

もつと密着したものを基本税率を下げるなり、あるいは免税点を上げるなり、あるいは暫定的な税率設定をやるなり、さういふことをやらぬとこれは非常に片手落ちじゃないかと思ひますが、どうでしょう。

○泉政府委員 お話のとおり間接税のかかつておるもの、特にいま問題になつておる物品税の課税、物品間の権衡問題を持ち出しますと、お話をさういふ議論が確かにござります。したがつて物品税全体につきまして見直しをするということでございます。先ほど申し上げましたように、今回の改正におきましては、さういふ適用期限の到来するものについてどうするかということだけを問題にいたしたわけでござります。そのほかの物品と問題は一応考慮外にいたしたわけでござります。しかしこの諸物品につきましては、いろいろの御意見がござりますが、税制調査会としては三十七年の改正

の際に、暫定軽減税率を設けた趣旨はおおむね達成されておる。これは先ほどお話のように、生産量からいたしまして、コストの低下ぐあいからいたしまして、一応そう判断されるということでございますが、しかし成案をつくる段階になってきますと、特に小型乗用車につきましては、産業政策的というおとばがございまして、まさにそのとおりでございまして、今後わが国の輸出産業のチャンピオンとして大いに期待されるべき戦路産業になるわけでございますので、小型乗用車につきましては、現在軽減税率を設けることによつて国内消費が伸びまして、それによつて生産がふえ、コストが低下いたしましたして、外国車と競争し得るような立場になってまいりましたのでございす。しかし今後ますます輸出を増強するという点から考えると、自動車産業はさらに強化していく必要があるというふうな認められますので、たまたま本年自由化を控えまして、物品税の問題のほかに、地方税であります、自動車税の増徴の問題がある、あるいは石油ガス税の新しく課税する問題がある、こういった三つの問題が重なってまいりましたので、そこで物品税について一応軽減税率の目的は達成したと認められるにいたしましたも、一挙に本則税率に戻すということでは影響が大き過ぎはしないか。このような観点から三年間漸進的に持っていくということにいたしておるのでございます。

そのほかカラーフィルム、小型レコード、及びカラーテレビ受像機それぞれにつきまして、やはり同種の問題がございす。カラーテレビにつきましては、ことに小型のものは二十万円を割りまして十九万円台になりましたために、最近輸出が非常に伸びておる状況にございす。そういった点からいたしまして、今後さらに輸出を増強する必要がありますというふうな認められます。また小型レコードにつきましては、アメリカのレコードの輸入防遏といったような点、カラーフィルムにつきましては同様な点からいたしまして、やはり一挙に本則税率に戻すのはどうかということ

で三年間の暫定軽減措置を講ずることにしたわけでございます。他の物品との関連を問題にいたしません。今回はこの適用期限が到来するものについてだけ検討いたしましたので、他の物品との権衡は今後さらに検討すべきもの、かように考えるわけでございます。

○藤田(高)委員 私はいまの答弁はちょっと理解に苦しむのですが、期限が到来したものに限り定率を税率を取り扱うということとはちょっと問題があると思うのです。先ほどの御答弁ではないのですが、三年間、あるいはこのごろのように変動の激しいときには、これは極論ですが、三年前に二〇%の基本税率をかけたものが今日の条件の中ではその半分にしてもいいかも知れない。そういうケース・バイ・ケースで検討しなければいけない性格を持つておる物品税については、やはり基本税率に返すべきかどうかという期限が到来すれば、他の百近い物品税との関連において、そういう均衡上の適正であるかどうかという検討が当然なされてしかるべきではないか。そういう検討をしないでこういう暫定税率を設けることは、極論をすれば、特に自動車等を中心とする資本家のそういう意向というものをそんたくするあまりにそのものにだけ限定をしてこういう処置をとったのではないか、こういうふうな見え方をしておりますが、その点についての見解をひとつ聞かしてもらいたい。

それと、私の持つておる資料からいくと、これは先ほどの均衡上の問題も含めて基本税率に返すべきだ、そして物品税を下げるのはもつと生活に密着した物品税を下げるべきだという主張を私はしたわけですが、先ほどの国立学校ではないですが、表向きの理由は、貿易の自由化に対処する国際競争力云々ということが大きな理由になっておるわけですが、私は、基本税率と暫定税率によつて国際競争力云々ということではなくて、むしろ、自動車で言えば、自動車の貿易の自由化をいつやるのかという基本的な問題のほうが先だと

思うのです。こういう基本税率を十五を十六、十六を十八にするような小手的なことよりも、もつともつと基本的に自動車の自由化をいつからやるのか。これについては昨年の特振法の審議のときに、通産大臣福田さんが、自動車の自由化については——ここに議事録を持っておりませんが、来年の三月までには自由化をすべきである、まず自由化の問題でございすが、来年三月までしないということは申し上げられません。いつやるかもしれません。時期は申し上げることはできない。こう言つて、「しかし、おそくとも来年三月までにはやらなければいけない」というふうな言明しておるわけですが、私はこのことに関連して、自動車の貿易の自由化というものはこれまで時の通産大臣は昨年言明しておるわけですが、いつおやりになるかということをお尋ねをしてお尋ねをしたいと思います。

それと、私の主張点というのは、やはりこういった物品税のわずかばかりの税で産業政策的な配慮をやらなくてもいいという条件ができておるのにかかわらず、依然としてこういうように暫定的な税率を存置して小手的なことでのこの問題を網羅しようとしておる。本来的にこの種の問題はやはり貿易の自由化、自動車であればその自由化をいつやるのだという、そういう基本的な問題で国際競争力の問題については考えるべきじゃないか。それについての見解を示してもらいたい。

それと時間関係がありますので、質問点を集約して申し上げますが、第三点は、昨年も暫定税率をやつておるわけですが、いわゆるステレオ装置と自動車用クローラーとルームクローラー、この三品目と今回の四品目。これは私どもの生活実感からいって、先ほども指摘しましたように、かなり所得の高い人が対象になる生活物資だと私は思うのです。こういうものにこそまで税の面で政策的配慮を加えるのであれば、いまま少し私は小型電気冷蔵庫あるいは扇風機あるいは暖房用の電気ストーブとか、ガストーブとか、石油ストーブとか、もつと大衆生活に普遍的に密着しておるような

税を軽減していくようなことを当然私は考えるべきじゃないか。そうしないと、同じ物品税の中での特別な配慮を加える。むしろことしの所得税でいうと、五十四万以下の低所得者層、そういう勤労者層が生活をしておるような物品に対しては、容赦なく基本税率なんというものは、ずつと膠着状態が続いておる。これは私は非常に物品税内部の税の改正としては、特定の層の薄い、ことばは適切でないかも知れませんが、プチブル層のそういうものを対象にした税の改正だと思つてすよ。そうではなくて、もつと大衆生活、国民生活に普遍的に密着したようなところで、基本税率を上げていくような、あるいは免税点を上げていくような措置を当然講ずるべきだと思つたので、これについての見解を以上三点について聞かしていただきたい。

○泉政府委員 お答えいたします。まず第一に、今回四品目に限つておりませんが、れども、他の物品について検討しなかつたのは片手落ちではないかという御意見でございす。まことにございとも感ずるのでございす。先日横山委員にも申し上げましたように、物品税につきましては、昭和三十七年後の消費の実態等を勘案して検討いたしますれば、お話のように、電気器具製品なんかにつきまして、今日の普及状況などから考えますと、もつと税率を基本的に考えるべきじゃないか、こういう御意見もあるわけでございます。

しかしながら、そういうふうな物品税全体について検討し直すということになりますと、私ども一応の見当でございすが、二百億ぐらいの減税財源を要することになります。ところが、先ほど申し上げましたように、昭和四十年度におきまして、自然増収の見込みが少なくなりまして、減税財源を所得税のほうに用いざるを得ないというふうなことからいたしまして、物品税について再度検討する余裕がなかつたのでございす。そういう点からいたしまして、他の物品との権衡は一応

税を軽減していくようなことを当然私は考えるべきじゃないか。そうしないと、同じ物品税の中での特別な配慮を加える。むしろことしの所得税でいうと、五十四万以下の低所得者層、そういう勤労者層が生活をしておるような物品に対しては、容赦なく基本税率なんというものは、ずつと膠着状態が続いておる。これは私は非常に物品税内部の税の改正としては、特定の層の薄い、ことばは適切でないかも知れませんが、プチブル層のそういうものを対象にした税の改正だと思つてすよ。そうではなくて、もつと大衆生活、国民生活に普遍的に密着したようなところで、基本税率を上げていくような、あるいは免税点を上げていくような措置を当然講ずるべきだと思つたので、これについての見解を以上三点について聞かしていただきたい。

税を軽減していくようなことを当然私は考えるべきじゃないか。そうしないと、同じ物品税の中での特別な配慮を加える。むしろことしの所得税でいうと、五十四万以下の低所得者層、そういう勤労者層が生活をしておるような物品に対しては、容赦なく基本税率なんというものは、ずつと膠着状態が続いておる。これは私は非常に物品税内部の税の改正としては、特定の層の薄い、ことばは適切でないかも知れませんが、プチブル層のそういうものを対象にした税の改正だと思つてすよ。そうではなくて、もつと大衆生活、国民生活に普遍的に密着したようなところで、基本税率を上げていくような、あるいは免税点を上げていくような措置を当然講ずるべきだと思つたので、これについての見解を以上三点について聞かしていただきたい。

問題外に置かざるを得なかつたのでございます。この点につきましては、先ほども申し上げましたように、今後物品税全体についてのバランスを十分はかつていくように検討いたしたいと考えておるわけでございます。

それから、自由化の問題は、あとで通産省のほうからお答え願うことにいたしまして、昨年暫定税率を一部は廃止し、一部は継続することにし、また本年暫定軽減税率を四品目について三年間漸進的に基本税率に戻すような処置を講じた品目は、考えようによっては、お話のように、所得税の非納税階層というよりも、むしろ納税階層の中よりも比較的所得の高い階層が消費するものではないかという御意見、まことにごもっともでございます。

そういう点からいたしまして、もちろん、先ほど申し上げましたように、物品税全体のあり方というものを検討すべき必要があるということは私も考えております。先ほど申し上げましたように、四、五年に一回は検討し直さなければいけません。繰り返して申し上げますが、たまたま四十年間は、繰り返して申し上げますが、減税財源が乏しいということから、やむを得ずそういう全体的な改正について検討することができなかつた次第でございます。今後機会を見て、減税財源を確保し得る状態のときに、そういう点の検討を直したい、かように考えるのであります。

○川出政府委員 自動車、特に乗用車の自由化の時期でございますが、これは通産大臣が国会で答弁しておられますので、それを申し上げますと、四十年度の上期中に態度をきめたいということも、あるいは国内の経済全般の動向等を勘案して慎重に決定をしたということで、現在具体的にいつということはまだきめていないような実情でございます。それから、自由化対策といたしましては、

しても、国際競争力を強化することが先決でございます。シャシーメーカーはもちろんでございますが、非常に数の多い部品メーカーの合理化あるいは集中化、あるいは販売関係は競争がきわめて過度になっておりますので、販売条件の適正化、場合によりますれば、割賦販売法の適用というところも現在検討している次第でございます。なお、自動車工業のシャシーメーカーなり自動車工業の態勢の整備につきましては、行政指導を現在しておるわけでございますが、自由化に備えて着々整備している段階でございます。

それから物品税の問題でございますが、これは暫定で一五%のものをもへ戻していただくわけでございますが、自動車工業全般の問題として、自由化を前にして競争も激しくなっておりますし、この動向はわが国の国民経済全般に与える影響も大きい、自動車工業だけに、それには一番たくさん関連企業が集中しているわけでございます。この動向等を考えますと、物品税の引き上げの問題も一挙に二〇%に持っていただくことは非常に大きな影響を与えるおそれがございますので、これは段階的に上げていくのが適当ではないかと考えておる次第でございます。

○藤田(高)委員 昨年の特振法の審議の際には、先ほども紹介したわけですが、自動車の自由化についてはおそろくとも三月までにはやる、こういう答弁をされておるわけですが、ですから、これは今回の物品税を通じて暫定税率を二年、三年おいてその産業政策的配慮を加えることもできることながら、この種の問題は、やはり貿易の自由化の時期をいつするかというこのほうがかうんと産業政策的観点からいならば、私はファクターは大きいと思う。したがって、昨年からずつと一年間かかって検討しているわけですが、昨年福田通産大臣は、三月と答弁されておるわけですが、もう三月にかかっているわけですから、いつおやりになるのか。これはさらに延びるのか。この言明のように、三月にやるのか。もう一度お聞かせ願いた

それと、先ほど主税局長の御答弁がありました。私は非常に矛盾を感じるので、というのは、片方今度の国会で上程されておる地方税法の一部改正では、小型乗用車に対しては、排気量を基準にして、一リットル以下のものについては一萬二千元まで、一リットルから一・五リットルまでについては一萬四千元を二万一千円、一・五リットル以上については一萬六千元を二万四千元とかなり大きな税の引き上げをやっておるわけなんです。片一方でこれだけの税負担をやる条件ができておると、そして片一方では基本税率に返さないというの、私はこれは非常に本末転倒しておると思う。むしろこれは地方税法のほうで言えば、それほどまでに基本税率に返すことがむずかしいのであれば、この地方税法のほうの改正については現状維持であれば現状維持で、それが基本税率に返すのなら返す、こういうことが物品税全体の、先ほど指摘しておる、私どもの言ういわゆる生活必需品、国民の大多数の生活必需品に結びついておる物品税のつり合いからいっても、こちらの基本税率に返すことのほうが私は先だと思っております。その点についての地方税との関係についてひとつ見解を示してもらいたい。これはなんぼ聞いても納得いかないです。

それで、いまの産業政策という観点でいえば、こういう基本税率を若干暫定税率で小手先細工をするのではなくて、貿易の自由化をいつからやるのだというこのほうが国の政策としては重要な問題であると考えておりますが、昨年の大臣答弁との関連において明確にしてもらいたい。これは通産政務次官のほうがいかがもわかりませんが、これは重要な問題ですから、場合によれば重工業局長の答弁に合せてひとつ政務次官の政府見解も聞かせてほしい。

○川出政府委員 自動車の乗用車の自由化の時期につきましては前大臣のときに三月末という言明があったかと思つております。私当時重工におりましたが、そのように記憶いたしております。しかし自由化の問題は、特に乗用車のように経済界に

与える影響が大きい場合には慎重にしなければならぬ要素もございまして、現在櫻内通産大臣は国会におきまして来年度の上期中に態度をきめたいという旨の答弁をなされておるわけでございます。私は反復してそれを申し上げた次第でございます。

○泉政府委員 お話しのように今回地方税で自動車税を増徴することにいたしておるのに、物品税のほうはなぜ本則税率に戻さなかつたか、ごもっともな御意見でございますが、地方税のほうにおきましては、御承知のように道路整備五カ年計画で四兆一千億の計画がスタートいたしておるわけでございます。そこにおきまして地方の道路整備財源がかなり窮屈になっております。そういう点からいたしまして、自動車につきまして増収をはかつて地方財政を強化しようという考えから自動車を中心としたしまして、まあそういう物品につきましては、自動車税の税率がきめられました後だんだんと値段が下がってきておるので、そういう点を考えますと、そういう自家用車を持つような人の負担はこの程度の負担の増加にたえ得るのではないかと、このことから五割引き上げの方針がきめられたわけでございます。

ところで物品税につきましては、先ほど申し上げましたように自由化の問題と、それからそういった地方税の増徴の問題、さらに物品税のほうで本則税率に戻す、こういう三つの問題が重なつてまいりましたので、物品税のほうで一挙に本則税率に戻すということは国際競争力の点からいえる問題があるということで、地方財政強化に對しては、国税のほうで応援をするという意味におきまして、むしろ地方税のほうの増徴をしております。国税のほうで物品税のほうは一挙にはいかなるで漸進的に本則税率に持つていく、こういう考え方をとつたわけでございます。

○藤田(高)委員 私はこの地方税法の改正と今度の物品税の四品目の関連というものは幾ら御答弁願つても理解できません。やはりこの順序としては基本税率に返すものは返す。そうしないと物品

税内部のつり合いというものがとれない。基本的には地方税法の改正をしてこういふふうな地方財源云々と言いますが、地方財源の問題についてはここで論じようと思いませんが、やはり別途に地方交付税あたりを引き上げていく、こういう処置によってやるべきだと私は思う。したがって、やはり今度の改正というものは非常に逃避的な、国民の大多数を中心とした物品税がどうあるべきかという、そういう積極的熱意というものが無いと私は思う。やはり税の改正なり国政というものはもっとも国民の大多数が普遍的に恩恵に浴するような、そういう姿勢で税の改正なり国政全般にお互いが取り組むべきだと思ふのですよ。そういう点については私は納得がいきませんが、質問の持ち時間の関係上この点については保留をしておきます。

ただ、先ほど局長の御答弁もありましたが、ぜひ物品税についてはもっと国民生活に密着した品目を中心として、この税の引き下げのために積極的な御検討をお願いしたい。そういう姿勢で取り組んでいきたいという御意思があるかどうか、この点を最後にお聞かせ願いたいと思う。これはひとつ政務次官のほうからお聞かせ願いたい。

それともう一つ、私は自動車の貿易の自由化については、これは次会でもいいですから通産大臣にここへ来てもらって答弁を願いたいと思うのです。去年の経過をなしますと、九月の段階でも場合によつたら自動車の自由化をやるかという動きがあったんですよ。そうしてそういう経過をずっと論議をした結果、おそくともというのが出てきたんですよ。時の通産大臣がおそくとも三月までにはやるのだ、こう言っているんですよ。三月がきたら四十年度の上期で、極端に言えば九月一ぱいまで延びるかもしれない。これは百メートルの走り合ひじゃないけれども、決勝点まぎわまで来たなら、やれ百メートルじゃなかった、百五十メートルだ。百五十メートルのところまで行つたら実は二百メートルだ。こんな、国の重要な貿易面のチャンピオンといえますか、花形産業ともいふべきものについて国の政策方針がぐらぐら変わるような

ことで、われわれは何を信頼して検討したらいいのか。これについては、そういう事務当局のような通産大臣がこう言っておるからことしの上期にやる、そんなことで私は承できません。行政というものは時の内閣がかわつてもやはり継続して責任があるわけですから、しかも自民党から社会党政府にかわつたわけではないのですから、その責任はもう少し明確に、三月中にやるのだったらやる、あるいは五月だったら、その貿易の自由化についてははかくかくの理由があつて延びました、そういう明確な答弁を国会に対して行なう責任があるのではないかと、そうしないと、この物品税の改正にあつた貿易の自由化であるとか国際競争力からくるコスト面の理由によつてこういう暫定税率を設定することについては、これは一貫性がないんです。そういう点で私は納得いきません。これは局長から責任ある答弁ができません。次回の大蔵委員会へ通産大臣の御出席を願つて責任ある答弁をお願いしたい。とりあえずその二つ。

○鐵治政府委員 自動車の自由化については、通産行政に関するところから、通産当局から責任ある答弁をしてもらうことにしたいと思ひます。

物品税については、御説のとおり、とくと考究して、早く改正すべきものは改正しなければならぬと思つております。

○藤田(高)委員 物品税についてはまだあるわけですが、時間の関係で、以上留保すべきものは留保して、次に移りたいと思ひます。持ち時間がわずかでございますが、相続税について質問をいたしたいと思ひます。まず、生命保険の非課税限度を五十万から今度百万にしておられる。このこと自体について私もさして反対するわけではございませんが、今回こういうふうに限定して改正した理由を簡単に聞かしてください。

○泉政府委員 相続税につきまして、その課税最低限のあり方あるいは所得税の税率との関連においていかにあるべきか、さらに最近いろいろ問

題になつております夫婦間の贈与についてどのように取り扱うべきか、こういった基本的な問題があるわけでございます。実は、私ももともと税制調査会に相続税の問題をおはかりいたしましたところ、税制調査会におきましては、それは相続税制についての基本的な問題であるし、ことに夫婦間の贈与につきましては、民法の夫婦財産制に関連する問題でもあるので、委員会を設けてゆつくり検討する必要がありやしないかということ、四十年年度の税制改正の際におきましては、相続税の点についての一般的な検討は見送るということになつたのでございます。ただ、相続人が被相続人の死亡によつて取得いたします生命保険金につきましては、昨年簡易生命保険の非課税集積限度が百万円に引き上げられましたこと、それからこの百万円という限度が、昭和二十九年に定められて以来今日まですでに十数年を経過しておること、それから、それから別途少額貯蓄の非課税制度におきまして、元本五十万円から百万円に引き上げられておるといったような事情、こういったことから考えまして、この際、生命保険金につきまして非課税の限度を五十万から百万円くらいに引き上げるといふことが適当であるということ、今回の改正案を御提案申し上げているような次第でございます。

○藤田(高)委員 税制調査会の答申によりますと、「土地価格の異常な高騰という観点から自用宅地について、また、農業経営の安定化という見地から農耕用財産等について、課税上何らかの特例を設けるべし」との意見もあるが、財産の個別的事情に応じた課税の特例を設けることは、制度の複雑化をもたらし、かえつて負担の公平を欠くおそれがあるので云々、したがつて、この財産相続税については、むしろ一般的な課税最低限を引き上げるとか、そういう課税最低限の定め方によつて全般的に解決することが望ましい、こういう答申が出ておる。この答申とこの生命保険との関係からいふと、こういうファクターの大きいものでさえ、こういう特例を設けることについて

は、制度全体を複雑化することになつておるにもかかわらず、全体の構成から見れば、これはあとで聞かしてもらいたいのですが、私の調べた範囲では、生命保険の要素というものは、非常にファクターが少ないというものをだけを、こういうふう特別にやるということ、税制調査会の答申案とは逆行するものではないか。あえてこのものだけをこういうふうに取り上げた積極的理由というものを聞かしてもらいたい。

○泉政府委員 お話のように、相続税の課税対象からいいますと、土地、家屋といったようなものが課税財産としての割合が大きいわけでございます。生命保険金の割合は少ないことは申し上げるまでもないのでございます。ただ、そういう意味で、そういった基本的な課税最低限の引き上げとかあるいは税率を改正することになるわけでございます。減税財源が相当要ることになるわけでございます。それと先ほど申し上げましたように、夫婦間の贈与につきましては、民法との関連でいろいろ検討しなければならぬ点があり、こういったことからいまして、相続税全般については見送らざるを得なかつたわけでございます。ただ、生命保険金につきましては、逆の意味で、減税財源はわずかで済むのだということからいまして、わずかで済むことなら、この際これをやっておいたほうが、ほかの簡易生命保険の集積限度の関係とかあるいは少額貯蓄の非課税限度の関係、こういった点から望ましいのではないかと、いうことでやつたのでありまして、ほかのものを検討しないで、特にこれだけをやるといふ積極的理由は比較的乏しいのでありますが、しかし減税財源が小さいおそれから、少しでも相続税の負担の軽減がはかられ、ことに死亡によつて取得する保険金のようなものについて、あまり課税をするというのはいかがであるかというふうなことから、このような改正を御提案申し上げておるようなわけでありま

す。

○藤田(高)委員 それでは表現財産と不表現財産の構成ですね。この内容が割合としてどういふことになっておるか。その中で、特に今回改正されておる生命保険の割合というものはどの程度のものであるか、これを聞かしてもらいたいと思ひます。

○泉政府委員 相続税の課税財産を種類別に申し上げますと、これは三十八年度の実績の調査でございますが、全体の課税財産額を一〇〇といたしますと、そのうち土地が五五・四％と半分以上を占めておりまして、その土地のうち宅地がさらに大きい割合を占めておりまして、全体の課税財産のうち四二・六％ということになっております。その次に割合の大きいのは有価証券でございまして、一八・六％、それから家屋が七・二％、現金預金が六・〇％、その前にその他の財産が八％となっております。実は生命保険につきましても、この八％の中に入っておりますのでございまして、その件数からいいますと、まず実績で見ますと、この保険金の支払われる件数に對しまして、課税になっておる割合は比較的少ないのでございまして、保険金の支払いが、三十八年度申し上げますと、四十六万八千件ございまして、そのうち課税になりました件数は三千件でござい

○藤田(高)委員 いまの表現財産及び不表現財産の内訳で、全部集計しても八八％ですか、家屋か山林か何か、かなり、一割程度のものが落ちておるんじゃないかと思ひますが、その点、あとで聞かせ願ひたいと思ひます。

もう時間もありませんので結論に入りますが、いまの御答弁を聞いても、この生命保険の占める割合というものは非常に小さいというか、もう全体の構成比率からいけば非常に少ないと思ふのであります。そういうものを、いわば五十万を百万にして、そういうものだけを、いわば五十万を百万に割りを果たすためにやっただ、こういう理由づけがなされておるんですね。これは、なるほど広い意味ではそういう理由が、あえてくつつけよう

と思はばつかなしいことはないけれども、私はこういふ理由というものは非常にオーバーな理由づけじゃないかと思ふのです。片一方では、いま問題になっておるよう、医療費の保険問題を通じて、あそこまで社会保障、社会保険というものをさへ危機に直面しておるんじゃないかという段階で、わずかに全体の相続財産税の中ではもう極論すれば針で突いたほどのファクターのところへ社会保障の補完なんという理由を持ち出すこと自身理由としては薄弱じゃないか、これに對する見解を聞かしてもらいたいのと、ここ三年來の物価高騰で、財産相続税の減免措置というものはこういう局部的なものをいじるのではなくて、やはり土地とか家屋ですね、特に私は、最近政府は不十分ではございませぬけれども、住宅の持ち家政策というものを推進したいという、そういう方向からいくなれば、サラリーマン階級を中心とした家屋あたり

のそういう基礎免税といひますか、最低限度額というものを引き上げていく、そういうことが、政府が打ち出しておるこの方針にマッチした相続税であるいは財産税の改正の方向でなければならぬと思ふのです。それに対する見解と、そういう方向でこれから検討されるかどうか、その点について御見解をひとつ聞かしてもらいたいと思ひます。

○泉政府委員 先ほど申し上げました相続税の財産種類別の割合で申し上げましたのは、事業用財産が三・一％ございまして、家屋につきましても先ほど申し上げましたように七・二％でございまして、それから家庭用財産が一・一％でございまして、それから先ほど申し上げましたその他の財産は八・五％でございまして、それらを全部合わせますと一〇〇％ということに相なるわけでございます。それから、この八・五％のうち生命保険金が入っておりますが、生命保険金はおおむね一・一％程度でございまして、

上げるのは——この生命保険金について非課税の制度を設けておるのは何かという点からいたしますと、それは先ほど申し上げておりますように被相続人の死亡によつて遺族が死後の生活に困るわけでございますので、その遺族の生活の、社会保障のたしにするという点があるわけでございますが、しかしそれはその制度そのものの根拠だけでございまして、今回引き上げたのが、それによつて社会保障を充実しようというほどのことではもちろんございませぬ。そのようなオーバーな表現を使うつもりはこちらにはございませぬ。ただ、先ほど申し上げましたように、相続税につきましても、一般的に検討すべき点が多々あるのでございませぬが、それにつきましても相当の減税財源を要する、そこで減税財源の乏しいから、まあ少ない減税財源で何らかの措置をというところになりますと、こういう改正に相なるというわけでございます。一般的に相続税全般をもつと見直して、その課税最低限の引き上げあるいは比較的少ない財産価値のところでも累進税率の上昇が急激になつております。所得税の税率も同じようなこと

でございますので、そういった所得税の税率との関連において相続税の税率を見直す、あるいは先ほど申しましたような夫婦財産の夫婦間の贈与の問題といったような問題、検討すべき点がたくさんございまして、これらにつきましても今後十分税制調査会におはかりして検討してまいりたいと思つております。

○藤田(高)委員 最後に質問をいたしたいのですが、特に私は先ほどの質問にも触れましたが、持ち家政策との関係、これは全般的に關係のあることですが、持ち家政策との関連において、特に実屋等については税制調査会あたりで改正点として最低限度額を引き上げる、そういう努力方向が必要だと思ふのですが、それについての見解を聞かしてもらひたい。

これ私がきょう質問しようと思つていました三件についての質問を一応終わりました。最後に、前回の委員会で例の社内預金についての政府の統一見解、これはできるだけ早い、できれば次の委員会にというようなことを言つたわけですが、若干時間がほしいということ、あれからもうかなり時間がたつてゐるわけですから、それでいつごろその統一見解が示されるのか、先ほどの貿易の自由化ではございませぬけれども、一寸延ばしてなしに、やはり政府の責任ある統一見解をできればきょう求めたいわけですが、大臣がおられないようですから、その時期をひとつ明確にしたい。

○泉政府委員 お話のように、最近持ち家政策が重要な政策として問題になってまいつております。ところで、相続税の場合に、持ち家政策に協力するという意味でどういふように考えるべきかということになりますと、税制調査会の答申にもございまして、家だけではだめなので、やはり土地を合わせて、土地と家という關係で考えてまいりますと、御承知のとおり、最近の地価は地域によつて非常な差がございまして、そこで農村におる場合の宅地と、家屋と、それから都市——都市の場合におきましても郊外におる場合と都市におる場合とは非常な差がございまして、そこで何坪の土地で何坪の住宅は相続税の課税対象からはずすというわけにはなかなかまいりかねるのでござい

限のあり方、あるいは税率、夫婦間贈与の問題、
こういった点等を十分検討してまいりたい、かよ
うに考えるのでございます。

○藤田(高)委員 先ほどの社内預金の関係につ
いての統一見解は、いまあとで堀先生その他からこ
れに関連する質問もあるやに聞いておるのですけ
れども、そのときでもけっこうですが、いま次官
のほうからその時期くらいは明示できるようでご
ざいましたらお聞かせいただきたい。

○鐵治政府委員 時期はいま私だけで申し上げ
わけにはいきませんが、この間の質問によつて、
直ちに事務当局で調査をして、ある程度の成案が
出たら私も相談に乗るから早く案を持って出るよ
うにしると言つてありますので、近いうちに出
すものだと思つております。いずれもう一ぺんお
返事ができたらいたそうと思つております。

○藤田(高)委員 最後に、その点についてはあ
いづれ経緯がございますので、これはきょうの委
員会終了後でもけっこうですから、できれば何ら
かの方法で大臣なりあるいは関係局長等と相談の
上、火急にひとつ結論を出してもらいたい、この
ことを要求し、保留して私の質問を終わります。

○鐵治政府委員 承知しました。

○吉田委員長 ただいま議題となつております各
件中、地方自治法第五十六條第六項の規定に基
づき、税務署の設置に關し承認を求めめるの件に對
する質疑は、これにて終了いたしました。

○吉田委員長 これより討論に入るのであります
が、別に討論の申し出がありませんので、直ちに
採決に入ることといたします。
おはかりいたします。
本件を承認するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、
本件は承認するに決しました。
ただいま議決いたしました承認案件に關する委
員會報告書の作成等につきましては委員長に御一

任願したいと存じますが、御異議がありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○吉田委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。
〔報告書は附録に掲載〕

○吉田委員長 金融に關する件について調査を進
めます。
質疑の通告がありますので、これを許します。
堀昌雄君。

○堀委員 實は去る六日に神戸地方裁判所の姫路
支部に對して、山陽特殊製鋼が会社更生法の適用を
申請いたしました。同社の負債総額は約五百億圓
と聞いておられる。戦後最大の負債額を持つて
おります会社が更生法の適用を申請いたしてお
るわけでありませうけれども、これについて政府は、
日本銀行を含めて連鎖倒産防止に對する対策の指
示がされておられる、こういうふう聞いておられ
けれども、抽象的なことしか伝えられておられ
ないので、下請の会社がいま山陽特殊製鋼の手持
持つておられる場合、あるいはまだ手形すらもらわ
ないで売り掛け金の形になつておられる場合のこれ
らの債権はすべて凍結されて、計案が提起をされ
てそれから処理をされるということになると、相
当長期にわたつてこれらの債権というものがたな
上げをされてしまふ。その場合に、その中小企業
自体がその他の取引があつて、その他の取引によ
つて運営ができる程度のもならよろしいと思
いますけれども、主として山陽特殊製鋼との間に
取引關係のあるところは、これは完全に手をあげ
ることに金融上もなつてくるのではないかと思
いますので、これらの会社更生法の適用申請に基
づいて生じてくる下請関連会社の債権は、いかよう
な措置によつて——その債権そのものがあること
を確認したところで、それが現金化されてこなけ
れば、下請会社にとっては非常に大きな問題にな
る。これは当然連鎖倒産が起つてくると思つて

ですが、それについて大蔵省は具体的にどうい
うことによつてそれを防ごうとするかをお伺い
なしたいと思つております。

○高橋(俊)政府委員 山陽特殊製鋼は金融機關の
借入れが最も多いのであります。それ以外の
一般負債、これは概算でございましてはつきりし
たことはつかめませんが、大体二百二十億圓ぐら
いでございます。そのうちで商社、これは数は二十
社でございますが、百二十億圓ぐらゐは商社の分
であります。この商社につきましては、中には中
くらいの規模も入りまされども、大体比較的大
きなところが多いのであります。銀行との取引が
非常に大きいわけでございます。銀行との取引が
ない。残りの百億圓ぐらゐ、これも確定数字でも
何でもありませんが、これがいわゆる中小、下請
等を含むものの債権額でございます。私もほか
かねて連鎖倒産について非常に迅速に対策を講ずる
ようにということをお願いしておりましたが、今回の
場合には、会社更生法を適用するというその以前
に銀行からその旨申し入れがありましたので、事
情を聞いた上やむを得ないとすれば救済措置につ
いて金融機關も協力してもらいたいし、またその
ほかのいろいろ相互銀行その他も含めて金融機
關懇談會、これは大阪地区でやつておりますが、
財務局あるいは姫路にございまして姫路地方の財務
部、これが直ちに金融機關をみな集めまして、内
容をある程度話し、そして取引先があればそれを
全部救つてもらいたいということをお願いいたしま
した。かねて主力銀行は特にこの地区に關係が深
い、百億圓のうちおそらく四割くらいのもので、
全部その銀行が融資を引き受ける、下請に對する
救済融資を全面的にしております。こういうこと
を私どものほうにも申しきてきております。残り
六割になりますけれども、これは他の金融機關、
都市銀行に關係してありますし、それから相互銀
行や信用金庫等も關係してあります。そういうので
連鎖倒産をほとんど完璧になくする程度にやつて
もらいたいということとそれぞれの地区で協議を
してあります。通産省も協力していただきまし

て、商工會議所に相談所を設け、あるいは非常に
こまかいその地区の主要な下請關係業者を集め
て、自分がどの程度に深い關係があり、どの程度
の影響を受けるかということを一々承りながら、
關係銀行にその融資をあつせんする、そういうた
措置をやつておる次第でございまして、今回の場
合には、負債総額の割合が實際に中小等に關係の
ある金額は、比較の問題でございまして、他
の場合よりは幾分少ない。そして銀行が特にま
た熱心にその対策をやり、日本銀行にも当該銀行
はそのために必要な貸し出しのワケは特別に見て
もらいたいということをお願いして、日本銀行は
それを見、そういうふうになつておる次第で
ございまして。

○堀委員 いまのお話は、ちよつと技術的に伺
いますけれども、それはそういう下請会社の債権を
金融機關が肩がわりをする、こういうことなんで
すか、新たな融資をつけることによつて、要する
に運営に支障を来たさないということなのか、ある
債権を、たとえば手形なら手形を引き取るか
こうで債権を肩がわりする方針で処理すること
になつておられるのか、これはどちらですか。

○高橋(俊)政府委員 その詳細なやり方は私まだ
存じませんが、おそらく手形の肩がわりというこ
とではなくて、新たに貸し付けを行なう。いまあ
る手形はすべて實際に渡り同然になるわけでは
ない、会社更生法の適用をしましたが不渡りとい
う処分はしませんけれども、同じことでもありま
す。その金額を同額融資するというふうな考え方
に立つておるようでございますので、おそらく肩
がわりではなくて、別に貸し出しを起すという
方法が大部分ではないかと思つております。

来どうなるかということについては、一応会社更生法は、再建の見込みがあるということで裁判所は認定をすると思うのですけれども、見込みがあるかないかということが、ちょっとはつきりわからない問題なものですから、法務省入りしましたか。——法務省の方がお入りになったから、ちょっと伺っておきたいのは、これまで会社更生法の適用の申請を受けて、これは期限は正確には切られていないのではないかと、ちょっと私も法律を見たところ、何年以内になければならぬということとはつきり書かれてないようでありますから、その更生が終了する時期、あるいは会社が自立できる条件というものの、期限だけはちょっとよくわかりませんが、これまで昭和二十七年から更生法の適用を受けたものは、大体どのくらいか、要するに更生ができて、結果としてどのくらいは更生できなかったか、ちょっとそれを最初にお伺いしたいのです。

○新谷政府委員 昭和二十七年以来の会社更生法の適用を受けた会社につきまして、どの程度更生ができたかという御質問でございますが、実は、急のお呼び出しでございましたために、十分調査できませんでございまして、まことに申しわけないと思っております。件数にいたしまして、二十七年から三十九年までの間におきまして、更生手続の開始決定のありました件数は、約三百九十くらいになるようでございます。このうちで具体的に計画を立てられまして、更生計画の認可になりましたものの数は百八十七ということになっております。大体その程度の資料しかちょっと持ち合わせられておりませんので、これ以上お答えいたすことはできないと思っております。

○堀委員 いまのお話は要するに申し立てをしたのが三百九十件、認可になったのは百八十七ということでございますね。そうすると私が伺っておられるのは、全然答弁の角度が違うように思いますが……

○新谷政府委員 ただいま三百九十と申し上げましたのは、更生手続の開始決定のありました数字でございます。そのうちで更生計画の認可になりましたものが百八十七、こういうことでございませぬ。

○堀委員 そうすると、それ以外のものは、事実上はどうなっておるのでしようか。計画が立案されたということとは、更生に対して具体的にものが運んでおるといふことだと思ふのですが、毎年この状況を見ますと、昨年はずで二月の東京発動機から十二月のサンウエーブまで十一社が更生法の適用のめに結局なっているわけですね。一年に、見ていると多い年は二十九年ですか、件数で一番多いようでありますが、毎年二十件か三十件かあるわけですね。その中で百八十七というのは、年代別にはわかりませんか。大体見ておりますと、何か半分以下のときもあるし、半分くらいするときもあるようなんですが。

○新谷政府委員 更生計画の認可になりました数字を年度別に申し上げますと、当初の間は、各年度別にこまかく分けてございまして恐縮でございますが、昭和二十七年から昭和三十年までの間におきまして七十九件でございます。三十一年におきまして三十四件、三十二年におきまして二十五件、三十三年におきまして七件、三十四年におきまして十四件、三十五年におきまして八件、三十六年におきまして六件、三十七年におきまして三件、三十八年におきまして十一件、三十九年は推定でございますが、六件くらいではあるまいかと考えております。

○堀委員 そうしますと、これ以外のものは結局更生できなかった。だから言うならば破産申請かなにかで清算されたか、こういうふうな理由でよろしゅうございませぬか。

○新谷政府委員 いろいろの結末をつけておると思いますが、認可になりましたもの以外は、あるいは裁判所が更生手続に乗らないということや棄却したものもございませぬし、あるいは取り下げになったものもございませぬ。手続の過程において手続を廃止されたものもございませぬ。そのようなものがその余のものということになると思ひます。

○堀委員 裁判所の側はそういう法律手続だけのことですから、会社の実態というもののについてはよくわからないのですが、通産の側でいまの三百九十に対する百八十七、というのは半分以上、まあ半分ぐらいと見ていいでしょうか、そうなるわけですね。あとの半分というのは結局大体更生に失敗をした、清算をしてしまった、こういうことになっているのじやないかと思ふのですが、どうでしょうか。

○川出政府委員 私重工業局のほうを所管しておりますので、通産省全般のあれはちょっと存じていないのでございませぬけれども、更生手続開始になりまして、更生計画認可にならなかったものが多いというふうになつたであらうかということではございませんが、これは破産したものもかなりあるのじやないか、これは推測でございますが、そういうふうなことを考えております。

○堀委員 そこで、結局私は今度の問題で、山陽特殊製鋼がどうなるか、これはこれだけの問題です。からわかりませんが、いまの時点だけで金融をつけてもらつたから、なるほどその時点では何とかいけますけれども、向こうがどうなるかわからない条件では下請の關係は非常に不安定な状態になる。そうなる、取引なりいろいろな關係からだんだん問題が狭くなつてくる、今後の分については売り掛け代金等は新たな支払いはここで区切つてしてもらえないことではなから、実質的には運営ができないということではなから、実質的には運賃ができないということではなから、思ふのですが、やはり問題は山陽特殊製鋼がどうなるかにつれて、下請も非常に問題になつてくる条件にあると思ふのです。そこで銀行局長、いまの金融上の操作というのは、この時点ではいかに見るといふことはわかるのですが、その下請業者に対する今後の問題に対する措置についてはどうなるのじやないか。この時点ではわかりませぬ。

○高橋俊政府委員 実態につきまして、私もたとえば金額的に五百万未満の債権を持つておる会社の数が二百五十社くらいあつて、その金額が六億圓くらいある、こういう点まではつかんでおるのですが、これは、私のほうから見るとそう大きくはないのですが、三百萬、四百萬という数字はたして債権者である会社にとつてどの程度のウェイトを占めておるかという点が把握されないのです。これは現地では当然やつておると思ひます。ですから、企業規模が非常に小さいところが四百萬の不渡りになつたというような場合にはこれは影響甚大でありまして、今後の仕事にも差しかえる場合が出てきて、銀行がかりに融資をしましてもそれを営業で返せるのかどうかという問題があると思ひます。私たちのただばく然と聞いたり貸せば何とかなつたというものが多いため、たいしてつぶれてしまつていくわけではなから、それから会社は——これは重工業局長がおられますから、そちらから説明されたほうがいいと思ひますけれども、何しろベアリングの原料關係ではシェアが非常に大きい。八五〇とか九〇〇とかいう数字になつておる。ですから、この会社の業務をどう定めることはできないわけですね。經理は全く惨たんたるものですけれども仕事は続けなければならぬ。自動車業界なんかも非常に影響があるわけですね。ですからそういうことを考えますと、あまり大幅な縮小もできない。いままでのことはいままでのこととして、新たに必要なる資材を買つてやつていくという、需要の上では、いままで程度の規模で大体続けざるを得ないのではないかと。少しは圧縮計画もあるかもしれないが、いまのところはあまり大きくは圧縮できない、整理できないということをお私ども聞いております。そうしますと、關係の深い中小業者でございませぬ。少くは圧縮計画がなくならない。しかしいままでこういうふうな非常にひどい目にあつたわけですから、おそれと続けるものがあるかどうかかわかりませぬが、下請とはいひながら、いわゆる他のサンウエーブの場合なんかの下請とはちよつと違つたことを聞いております。そのような關係で、サンウエーブの下請のような關係のものは比較的少なくて、資材を納入するというような關係の下請が

多い。ですから何とかなるものが多いのではない。もちろん銀行がそのときだけ貸してすぐに取り上げるといふことをすればこれは倒れてしまふ。それはやらぬといふことです。だから、手形で貸しても何回も書きかえをやって無理のない期間で回収するといふ考えである、そういうことでございますから、これを信用して指導していくほかにないかと思ひます。

○堀委員 私が最初にちよつと触れた、債権が肩がわりをされるのですと、これは影響が非常に少ないと思ふのですけれども、貸し付けになると、債権期間が片一方は非常に長いのですから、片一方の貸し付け期間がどうなるかということが、下請側の債権について非常に問題になってくるのではないか、こういうふうな感じがします。そこまで銀行が肩がわりしなければならぬかどうかには問題がありますし、拘束力としては無理かも知れませんが、しかし少なくともこれが原因になつてその債権がたな上げをされて、その後の借り入れが企業の運営資金として十分まかない得る条件だけは、少なくとも債権の額の範囲内においては時間的にも量的にもこれは金融機関が見てやらなければ、事実その人たちの責任でない処置によつて、特に会社更生法などという法律で大企業を保護することによつて、いまでも大体大企業は中小企業にかなりもたれかかつて成り立っている条件が、最後まできて中小企業の犠牲で大企業が生き残るのでは、これはやはり会社更生法の適用の趣旨ではないと思ひますから、その点については特に金融上の措置が非常に大きな問題になるのではないかと思ひますので、その点、ひとつ十分配慮してもらひたいと思ひます。

あつと要求しておる関係者が入りますまで、私は質問を保留いたします。

○吉田委員長 春日一幸君。

○春日委員 昨年の秋には日特鋼、サンウエーブなどという中型企業の破綻がわが国産業界に大きな衝撃を与え、関連中小企業に連鎖倒産を来たしまして、これが大きな経済不安あるいは社会

不安やがてこれが政治不安に高まるのではないかと非常に警戒をされたのでございます。こういうような情勢を背景として、今回ここに突如としてわが国特鋼のチャンピオン山陽特殊製鋼、これが四百六十億円という膨大な負債を負つて会社更生法の適用を受けるという事態に相なつた次第でございます。これは単なる一企業の倒産の問題ではないと思ふ。特に今回の山陽特殊製鋼の場合、下請が三百社をこえるといふようなことであれば、これはもう大きな社会問題であると思ふのです。わけてこの三百社といふものは、自己の責任によらずして、特に山陽特殊製鋼といふものは、背後に富士鉄があるとか何々があるとかといふようなことで、商工委員会において田中君から論じられておつたわけでありまして、社会的に信望の高いこの山陽特殊製鋼がよもや破綻をするなどとは関連下請企業者では夢想だになつたことでは、自己の責任によらないでこういう破産、倒産を来たしたといふこと、これは必ずしも一個の経済現象としてこれを見逃さすべきものではない、あるいはその限界において処理をなすべきものではない。まるで台風が吹いたとか大地震の災害とか、そういうものに匹敵するものとして、国はこのような善良なる中小企業者に対して適切な救済の手を差し伸べなければならぬと思ふ。ついでに、政府は今回の事態に対して、これら関連倒産防止についてどういふ措置をとつてきたか、このことは昨年の春において、東発事件がございました。われわれは両委員会において警鐘を乱打する気持ちで政府に向かつて事前措置、予防措置、これをとれといふことを強く主張いたしました。ところが、とらざるままに秋にサンウエーブ、日本特殊鋼の問題があつた。ことしの二月になつてからはたしか京都で日本繊維が相当の額で倒れておる。今度ここで四百六十億の山陽特殊製鋼、あとどういふような事態が起きるかばかり知れない。高橋銀行局長もよもやこんなことになるであらうとは夢想だになつたかと大蔵委員会で述べられておる。少なくとも銀行局長や所管通産省の重工業

局長が、よもやよもと、よもやをかけられておつた問題がここにおおるべき事態となつてあらわれてきた。政府は本委員会においてあるいは商工委員会において強く事前措置、予防措置を講ずべしとの要望に対してどのような措置をとつてきたか、それからそのような事態が起きたことに対してどのような救済措置をとつてきたか。特に現在の山陽特殊製鋼に対していかなる具体的救済措置をとらんとするか、この三点綴治政務次官から、大臣がおらなければ副大臣として御答弁を願ひたい。

○綴治政府委員 私が就任してからのことであれば、その前のことは事務当局に聞いて、その上で……。

○高橋(後)政府委員 一般に倒産の問題は非常に衝撃を与えるものでございますが、倒産の予防といひましても、私どもがこの内容についてあらかじめの実態を知つたのは、会社更生法を申請する直前ともいふべき時期でございます。この場合、できることならばそういう方法によらないで、銀行が多額の融資をしておることでもありませんし、いろいろな波及する問題がございますので、銀行に向かつて何とかこれを更生法に持ち込まないでやれないかといふことを話すわけですが、実態を承るに及びまして、とてもそういう要請もできない。累積赤字が非常に大きくて、現在の売り上げ高とその累積赤字を比べてみると、これを消していくふに判断したわけでございます。その結果、まあ更生法もやむを得ないといふふうになつて生じたものでもありません。大体銀行側の説明によりますと——これは当時からわかつていたといふ意味ではありません。最近になつてわかつていたといふことで、全くその点は融資にあつたって何を審査していたのかと言ひたいくなりますが、三十六年ごろからすではつきりと赤字に変わった。それが全部その後引き続き黒字の決算をし、配当をして今日に及んだ。その間赤字が非常な金額にのぼつた

ので救済ができない。と同時に、この会社はかねてから設備投資に非常に積極的な行動をとつてきた。そればかりか、この状態に及んでも、なおかつ新しい設備計画を立てている。この機械はすでに発注済みである。

○春日委員 いや、関連倒産についてどういふ予防措置をとつたか。

○高橋(後)政府委員 関連倒産に対する予防措置といふことでございませぬならば、私どもその話を承つたときに、当該銀行はできるだけの救済措置を自分で引き受けてやる。不渡りになるべき額、すなわち支払いを受けられない債権額に見合うものを貸し出しをいたします。それから関係銀行、他にもございませぬが、それらの銀行にもお願いするといふので、私どもは銀行協会自体の問題でもあろうから、自分のほうからも銀行協会に話す。それから、関係銀行は銀行協会によく連絡をして、他の金融機関の応援も受けなければならぬ。それから日本銀行に対する連絡、日本銀行の貸し出しワケ制限といふようなものがありますが、これの救済のために貸し付けがふえる部分につきましても別途に考慮してもらふ、こういうことについては連絡するよう、こういうことを指導しておりました。現地におきましては、かねてから私どもは連鎖倒産防止のための現地における金融懇談会を活用するといふことで、その地区における関係する金融機関全部を集めて、財務局が中心となつてそのこまかな対策、その債権者の名前を全部調べること、そして取引金融機関がどこである、そういうことを整理いたしました。いまそれをやつておる段階でございます。そして関係金融機関が全部協力して、未払いになるべき金額を穴埋めするという形ではありますけれども、それをやるということを着々行なつておるわけでございます。

○春日委員 それでは、この際私は資料の提出を求めます。すなわち、この春以来国会において問題になつております例の東発の問題、それから比較的大きい問題といはしましてはサンウエーブ

局長が、よもやよもと、よもやをかけられておつた問題がここにおおるべき事態となつてあらわれてきた。政府は本委員会においてあるいは商工委員会において強く事前措置、予防措置を講ずべしとの要望に対してどのような措置をとつてきたか、それからそのような事態が起きたことに対してどのような救済措置をとつてきたか。特に現在の山陽特殊製鋼に対していかなる具体的救済措置をとらんとするか、この三点綴治政務次官から、大臣がおらなければ副大臣として御答弁を願ひたい。

○綴治政府委員 私が就任してからのことであれば、その前のことは事務当局に聞いて、その上で……。

○高橋(後)政府委員 一般に倒産の問題は非常に衝撃を与えるものでございますが、倒産の予防といひましても、私どもがこの内容についてあらかじめの実態を知つたのは、会社更生法を申請する直前ともいふべき時期でございます。この場合、できることならばそういう方法によらないで、銀行が多額の融資をしておることでもありませんし、いろいろな波及する問題がございますので、銀行に向かつて何とかこれを更生法に持ち込まないでやれないかといふことを話すわけですが、実態を承るに及びまして、とてもそういう要請もできない。累積赤字が非常に大きくて、現在の売り上げ高とその累積赤字を比べてみると、これを消していくふに判断したわけでございます。その結果、まあ更生法もやむを得ないといふふうになつて生じたものでもありません。大体銀行側の説明によりますと——これは当時からわかつていたといふ意味ではありません。最近になつてわかつていたといふことで、全くその点は融資にあつたって何を審査していたのかと言ひたいくなりますが、三十六年ごろからすではつきりと赤字に変わった。それが全部その後引き続き黒字の決算をし、配当をして今日に及んだ。その間赤字が非常な金額にのぼつた

ので救済ができない。と同時に、この会社はかねてから設備投資に非常に積極的な行動をとつてきた。そればかりか、この状態に及んでも、なおかつ新しい設備計画を立てている。この機械はすでに発注済みである。

○春日委員 いや、関連倒産についてどういふ予防措置をとつたか。

○高橋(後)政府委員 関連倒産に対する予防措置といふことでございませぬならば、私どもその話を承つたときに、当該銀行はできるだけの救済措置を自分で引き受けてやる。不渡りになるべき額、すなわち支払いを受けられない債権額に見合うものを貸し出しをいたします。それから関係銀行、他にもございませぬが、それらの銀行にもお願いするといふので、私どもは銀行協会自体の問題でもあろうから、自分のほうからも銀行協会に話す。それから、関係銀行は銀行協会によく連絡をして、他の金融機関の応援も受けなければならぬ。それから日本銀行に対する連絡、日本銀行の貸し出しワケ制限といふようなものがありますが、これの救済のために貸し付けがふえる部分につきましても別途に考慮してもらふ、こういうことについては連絡するよう、こういうことを指導しておりました。現地におきましては、かねてから私どもは連鎖倒産防止のための現地における金融懇談会を活用するといふことで、その地区における関係する金融機関全部を集めて、財務局が中心となつてそのこまかな対策、その債権者の名前を全部調べること、そして取引金融機関がどこである、そういうことを整理いたしました。いまそれをやつておる段階でございます。そして関係金融機関が全部協力して、未払いになるべき金額を穴埋めするという形ではありますけれども、それをやるということを着々行なつておるわけでございます。

○春日委員 それでは、この際私は資料の提出を求めます。すなわち、この春以来国会において問題になつております例の東発の問題、それから比較的大きい問題といはしましてはサンウエーブ

局長が、よもやよもと、よもやをかけられておつた問題がここにおおるべき事態となつてあらわれてきた。政府は本委員会においてあるいは商工委員会において強く事前措置、予防措置を講ずべしとの要望に対してどのような措置をとつてきたか、それからそのような事態が起きたことに対してどのような救済措置をとつてきたか。特に現在の山陽特殊製鋼に対していかなる具体的救済措置をとらんとするか、この三点綴治政務次官から、大臣がおらなければ副大臣として御答弁を願ひたい。

○綴治政府委員 私が就任してからのことであれば、その前のことは事務当局に聞いて、その上で……。

○高橋(後)政府委員 一般に倒産の問題は非常に衝撃を与えるものでございますが、倒産の予防といひましても、私どもがこの内容についてあらかじめの実態を知つたのは、会社更生法を申請する直前ともいふべき時期でございます。この場合、できることならばそういう方法によらないで、銀行が多額の融資をしておることでもありませんし、いろいろな波及する問題がございますので、銀行に向かつて何とかこれを更生法に持ち込まないでやれないかといふことを話すわけですが、実態を承るに及びまして、とてもそういう要請もできない。累積赤字が非常に大きくて、現在の売り上げ高とその累積赤字を比べてみると、これを消していくふに判断したわけでございます。その結果、まあ更生法もやむを得ないといふふうになつて生じたものでもありません。大体銀行側の説明によりますと——これは当時からわかつていたといふ意味ではありません。最近になつてわかつていたといふことで、全くその点は融資にあつたって何を審査していたのかと言ひたいくなりますが、三十六年ごろからすではつきりと赤字に変わった。それが全部その後引き続き黒字の決算をし、配当をして今日に及んだ。その間赤字が非常な金額にのぼつた

ので救済ができない。と同時に、この会社はかねてから設備投資に非常に積極的な行動をとつてきた。そればかりか、この状態に及んでも、なおかつ新しい設備計画を立てている。この機械はすでに発注済みである。

○春日委員 いや、関連倒産についてどういふ予防措置をとつたか。

○高橋(後)政府委員 関連倒産に対する予防措置といふことでございませぬならば、私どもその話を承つたときに、当該銀行はできるだけの救済措置を自分で引き受けてやる。不渡りになるべき額、すなわち支払いを受けられない債権額に見合うものを貸し出しをいたします。それから関係銀行、他にもございませぬが、それらの銀行にもお願いするといふので、私どもは銀行協会自体の問題でもあろうから、自分のほうからも銀行協会に話す。それから、関係銀行は銀行協会によく連絡をして、他の金融機関の応援も受けなければならぬ。それから日本銀行に対する連絡、日本銀行の貸し出しワケ制限といふようなものがありますが、これの救済のために貸し付けがふえる部分につきましても別途に考慮してもらふ、こういうことについては連絡するよう、こういうことを指導しておりました。現地におきましては、かねてから私どもは連鎖倒産防止のための現地における金融懇談会を活用するといふことで、その地区における関係する金融機関全部を集めて、財務局が中心となつてそのこまかな対策、その債権者の名前を全部調べること、そして取引金融機関がどこである、そういうことを整理いたしました。いまそれをやつておる段階でございます。そして関係金融機関が全部協力して、未払いになるべき金額を穴埋めするという形ではありますけれども、それをやるということを着々行なつておるわけでございます。

○春日委員 それでは、この際私は資料の提出を求めます。すなわち、この春以来国会において問題になつております例の東発の問題、それから比較的大きい問題といはしましてはサンウエーブ

ブの問題、日特鋼の問題、それから最近では京都の日本繊維の問題、こういうような共通の破産、倒産によって関連倒産を生じたところの下請中小企業、こういうものに対していかなる救済が行なわれたのであるか、これの経過の御報告、これを文書によって本委員会に御提出を願いたい。政府はたしてそのような救済措置の実際効果を確認し得ておるのであるか。あるいはそれらの諸君は事実上余儀なくして破産の中に追い込まれてしまったのであるか。今後われわれが会社更生法を審議していく、あるいはこの法改正を試みていくときに、これは大いなる資料となるでございませうから、したがって、過去におけるそれらの破産、倒産によって生じた下請企業の関連倒産、これが政府あるいは政府の行政指導によってどのような救済の実をおさめておるのであるか。これをひとつ本委員会に資料の御提出を求めたい。そこで、当面する具体的な問題として、緊急措置としては、当面のところは緊急融資、それからいま銀行局長からお話のありましたところのいわゆる世話活動というふうなことにによって何らかの措置を考慮していく形になるであろうと思うが、政府としてはこの際政策金融を行なわざるを得ないであろうと思う。当然政府関係の政策金融だけでは必要な資金量を確保することはできないでございませう。よって民間市中金融機関の協力をまたなければならぬことは言をまたないところでございませうが、さりながら、いち早く単なる一つの金融ベースでなくして政策ベースによってこの問題の解決をはからなければならぬ。緊急の措置としてこのことは政府の責務であると思われ。したがって、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金など政府関係三公庫に対して、この際、この山陽特殊鋼に対する下請関連三百の大きな商人、これを救済することのためにどの程度の財政措置を考えておるのであるか、この際御答弁を願います。

○高橋(俊)政府委員 その金額はまだはつきり申し上げることができませんが、私どもでは、現地の

のそういう金融懇談会におきまして、非常に具体的にそれぞれの金融機関が担当すべき融資額などを検討する予定でございませうから、そういう場合に、あまりはつきりしない、民間からの融資が確実であるかどうかかわからないというふうなものは、当然、補充的な意味におきまして、商工中金、国民公庫、中小公庫から資金を融通してこれを救済するというふうなことをやるつもりでございませう。金額はいまのところはつきりわかりませんが、大体において金融機関が引き受けてくれる額が相当な割合になるであろうという見通しでございませうので、金額としてはそう大きくなくて済むのじゃないか。しかし、いまのところでは、三機関に対しては、そういう精神で必要な融資は早く行なうように、そのために資金不足がどれだけ生ずるかわかりませんが、これは、いま三月でございませうが、これらの融資が実際に行なわれるのは少しは、ずれるわけにございませう。四月にまたがるものも出てくるわけにございませう。そういう場合に、絶えず財源につきましては適度な調整手段を考えたい、そういうふうに思っております。

○春日委員 地元の市中金融機関がこれについて極力応援的な立場から資金の供給を行なうであろうことは、これはローカルバンクとしてもあるいは全国銀行としても当然の使命であると思うのでございませう。すべからず銀行局長の強力な行政指導によってその実が確保されることを強く期待するものであります。しかし、これは何といつても一個の政策的な要因が多い。と申し上げます。これは、高度成長政策の結果として、銀行はオーパーローン、企業はオーパーローイング、これがどういう無理万端のごとき形として破綻を生じたのでありますから、政府はここに一半の責任がある。一半の責任というよりも全的責任があるのではありませんから、ただ単にこれは金融ベース、経済ベースで問題の解決、解決をはかろうなどとは考えないで、むしろ現存する機関に協力を求めることは物理的に当然のこととございませう。

も、政府が意気込みを示すことによって、政府が乏しき財政融資の中からこれこれの措置をするということが、関連金融機関に対しても心理的な一個の衝撃を加える、これが一個の刺激にもなると思えますから、どうせやるというのなら一日も早くおやりになりますように。タイミングを失してはなりません。手形の支払の期日が来てからその後、そういうような三公庫に資金供与がなされたからといって、死んだ人間にカンフル注射を打ったつてよみがえるはずがない。そういうことでありますから、すでにこういうことで大きな信用不安を来たしておるのでありますから、時を逸することなくして、かつまたそれは必要にして十分なる量、タイミングと量、これは金融機関に對する一つの刺激剤として政府の心がまえを示すことのためにも、政府関係三公庫に対して大幅な財源供与をなさるべきである。このことを私は政治務次官を通じて全政府に強く要望いたしておくと次第でございませう。

○鐵治政府委員 御説のとおり、これをものとしまして財界に大変動を起こすようなことがあつてはたいへんでございませうので、本省といたしましてはさつそく出先のほうへいかにすればこの破綻をとめられるか、具体策を立てるよう命じてございませう。それが出てまいりますれば、政府としてできるだけの力を注いでこれをとめる方策を立てたい、かように考えております。

○春日委員 堀君の質問も残つておるようでございますから、一幸はできるだけ簡単に質問いたします。

こういふようなときには、国会が参議院予算委員会があります等の関係もありませんけれども、飛行機で行けば飛行機で帰つてこれらんですから、どうかひとつ銀行局長とかあるいは中小企業庁長官とか、そういうような当面の管理責任者はいち早く現地へ行つて、そういう債権者たち、関連倒産を余儀なくしめられておられる被害者諸君、これらの声をはだで感じて、感情をもつて政策樹立のために努力される必要があると思つてお

す。報告を文書で受けて、その上に立つておもしろに対策を立てるといふ事態ではない。親子が離散する、親から引き継いできたのれんをはずさなければならぬ、非常に悲劇なんです。これがみんな自民党政府と、高橋銀行局長にしても中小企業庁長官にしても、政府に対してその献策が適切でなかつたがゆえに、こういうような事態を生じたんだから、したがって、自民党政府に対する助言について、あなた方は責任がある。責任を痛感するならば、そこにのんびりしゃあとしてすわつておられる筋合いのものではない。私もきょう行くから、あなた方もあした行きなさい。行って現地をよく調べて、皮膚感覚をもつて問題と対処なさるべきであると思う。強く私はお考えを願つておきたい。

そこで私は重工業局長に申し上げるのでありますが、この問題は現実の問題としてすでに昨年の秋以来、新聞でも雑誌でもこのことが論ぜられておつた。本年に入つてから、山陽特殊製鋼の株式の相場というものは、あのような急転直下の下落を示しておる。さすれば、あなた達のほうは、もしそれの会社が手をあげたならば、どういふ事態になるであろうか、これは行政指導の責任の所在にあらぬあなた達として、当然事前的な措置がとられなければならぬと思う。たとえば三大商社との話し合いもあるであろうし、金融機関との話し合いもあるであろうし、高橋銀行局長との話もあるであろうし、社会的に与える被害の大きさにかんがみて、政府全体としての事前措置、予防措置をとつてとれないことはなかつたと思う。ただ単に傍観して、ああ言つてみたが、この問題は聞いてくれた、この問題は聞いてくれた、だからなるようにございませう、実際の話がケ・セラ・セラというふうなものですね。そうしていま三百数十の諸君がほんとうに懊惱動転をうたしておる。こういうばかげたかにも事務官僚的なやり方は適當ではない。日ごろ大いばりにいばつておるんだから、こういうたような一旦緊急という場合にはたいへんだということ、身を挺してそのよう

な最悪の事態を回復することのために適切な行政指導があつてしかるべきだつたと思う。昨年暮れからあらわれておるんですよ。そして本委員会において、かくのごとき事態を起さぬことのために政府は適切な措置をとれ、商工委員会においても、本委員会においても論じておる。何にもやらなかつたのはいかなる理由か述べられたい。

○川出政府委員 昨年の秋に日本特殊製鋼、わが特殊製鋼業界の古いのれんを持っておりまして、ゆる日特が、会社更生法の適用を受けまして倒産をいたしました。特殊製鋼は数年来不況でございまして、その度を濃くしたわけでございます。したが、いまして、まずその一番の原因になつておるものは、値段が過当競争のために不当に下がつておりますので、それを是正することが根本、まず緊急に打たなければならぬ手だと思ひ、まして、特殊製鋼の不況カルテル、これは生産数量の調整並びに価格のカルテルでございますが、これの行政指導をいたしまして、相当な時間がかかりましたけれども、公正取引委員会の認可を受けて現在実施中でございます。それから生産も需要を上回つておりますので、これを生産調整しておるわけでございますが、そのための減産資金も相当の額が必要でございます。これは金融機関にいろいろお願いをしてきた次第でございます。値段の問題につきましては、不況カルテルのほかに標準価格制度、これはまだ現在スタートしておりませんけれども、特殊製鋼全般につきましても、その程度が適正な価格であるかという研究会を設けて、その中に需要業界、第三者、金融機関、関係業界等を入れて、現在研究中でございます。成果が出る運びとなつておる次第でございます。

なお、山陽特殊製鋼につきましては、昨年の年末あたりから、金融的に梗塞をしまして、ことしに入つてからでございます。絶えず注目はしておつたわけでございますが、私どもの聞いておるところでは、金融機関が何とかしてこれをささえていくということに聞いておりました。そのよう

になるものと思つておつたわけでございます。ついで最近になりまして今回のようなことになつて、その点は先生の御指摘のようにはなはだ申しわけないと思つております。

○春日委員 御答弁によりまして、若干は知つておつて、若干の試みをしたけれどもだめだつた、こういうことでございます。私は何にも知らないという人ならこれはあほだと思ふ。新聞の株の相場を見てもそういう兆候があらわれてきておるのに、何にも知らないのはあほだ。知つておつて何がしかのことをやつてもだめだつたということなら無能力者である。知つておつて何にもやらないというならこれは悪人ですが、あなたは悪人ではなくて無能力者であるということがここに証明された。そんなことではいけない。現在の法制上さまざまな欠陥があるとすれば、このような大企業、さらにもっと大きな基幹産業、こういうものについては、一個の社会的義務というものが期せずしておのずからあると思ふ。破産をすればこういうような社会的被害を与えるのでございますから、しかも事業経営というものは主として社会資本です。自己資本と借り入れ資本との比率等から考へると、社会資本によつて行なわれておる社会的な事業なんです。だからこういうようなものがただ単なる経営者の恣意独断にゆだねられておるといふことについて、今後何らかの法の改正を必要とは考へないか。この点は中小企業庁長官もおられるのでございますが、ひとつよく判断を願ひたいと思ふ。

この間新聞で、八幡製鉄の藤井内午副社長が、間わず語りに語つておりましたが、実際問題として二千七百億円の借金だ、そういうような膨大な金融によつて、そういう膨大な企業が行なわれれば、全くそれは社会資本によつて社会的に経営がなされておる。その効果も社会が効果があればこれを享受するが、被害があれば社会がその被害を受けなければならぬのですから、したがって経営者に社会的義務を付加していく。自由主義、資本主義の経済のもとにおいても、経営の実態に

即して、そのような大々企業の経営がいかにあるべきか。先般通産省から出されたところの例の特定産業振興特別措置法、ああいうのがありました。私どもは重要産業基本法が、何らかの形によつて、そういうような大々企業の社会的義務を植へ付けていく。そして企業者の恣意と独断とをある一定の段階において社会的にこれをチェックしていく。これが必要だろふと思ふので、この問題については十分御検討願ひたい。

時間がありませんから問題を進めますが、一体山陽特殊製鋼の再建の見通しはどうなのか。会社更生法というものはもう有権的にはっきり確定したものであるかどうか。確定したものであるかどうか。まずその一点を民事局から御答願ひたい。

○新谷政府委員 御承知のように会社更生法の運用は裁判所でやつておりました。法務省といたしましては、直接更生法の運用にタッチしておるわけではございません。ただいまのところ山陽特殊製鋼の問題につきましては、裁判所のほうからまだ何らの連絡を受けておりませんので、私のほうで意見を申し上げることは不可能であると思つております。

あつて、会社更生法としての有権的な措置ということではないのでございます。この点はどうか聞いておられますか。

○川出政府委員 まだ裁判所の手続に対する認可はおいていないのでございます。

○春日委員 それでは財産保全命令だけ出ておるという事でいいですか。——そこで、山陽特殊製鋼の今後の再建の見通しはどうか、それから行政指導の方向はどうか、この点明らかになつてほしい。

○新谷政府委員 お説のように、会社更生法におきましては、いろいろの裁判所あるいは調査委員の職権による調査に基づきまして手続が始められます。その段階におきまして管財人が選任されまして、管財人の手で会社更生計画というものが立てられるわけでございますが、その中にいまお話しのように、下請会社の債権をどう処理するかということがたゞだけ特別に有利に扱うというふうなことがはたしてできるかどうかという問題に帰着するのじゃないかと思ひます。更生法のたてまえとしましては、下請業者もいろいろ債権の回収が不可能になつて困ることもございましょう。また、原材料の販売会社も同じような目にと立つ。さらに、運送会社も同じような関係に立つということになりまして、債権者一般の問題もあるわけでありまして、そこで、法律論としましては、債権者は平等に扱うということに法律上なつておりますので、特定のものをだけを特に有利にすることは原則としてはできないものと解しております。

○春日委員 会社更生法の百九十九条には、いろいろの利益債権の中に貸金債権が同等の扱いを受けているかと思ふのです。私どもは、いま唐突にこういう政策論をぶつのではないかと、すでに数年前からのわれわれの理論でありまして、それは、その下請代金というものを利益債権として認むべきである。なぜかといえば、その理由としては、会社更生法の百九十九条に、貸金債権というものは税金と同じように、これは利益債権として認めるべきである。税金の中にはさまざまなものがある。たとえば国税もあるし地方税もあるし物品税もあるしいろいろな事業税まであるんですね。税金はさまざまある。それと同じように、貸金債権の中にもさまざまな貸金債権としての性格がある、こういうことです。その性格とは、自分が直接雇用をしておるところの貸金債権、それから、インディレクター、たとえば自分の下請企業が自分の企業に協力するために労働者に払っておる貸金というものがあつた。だから、われわれは、下請企業の下請債権のうち、なかんずく、その六割程度のもは、下

請企業に働くことによつて、その企業に労働力を提供して受ける反対給付、すなわち、賃金であるから、税金の中に国税から何からさまざまな税金があつて同一の取り扱いを受けるように、下請債権の中の六割程度のもは、すなわち、下請がその企業に協力する過程において貸金債権に見合うものである、現実の問題として、政策論としてですね。だから、私どもは、会社更生法を改正して、そうして下請代金の中の六〇％はこれを賃金債権とみなして、これを利益債権の扱いをしていくべきである、こういう政策論があるわけですね。このことが私は、法律家の政治的立場が聞きになつても論理がかなうと思ふのですが、いかがでありますか。たとえばあなたの専属工場があなたのところに入る。そこに働いておる労働者と、それから、あなたのところで直接働いておる労働者と、あなたの企業に協力するという内容においては実質上何ら変化はない。ところが、下請代金の中に材料費がございましょう、いろいろのものがございましょうが、それはいかに見るべきか。それはいろいろあるであらう。けれども、これを大まかに六割と見るとは、これは大体実態を把握し得ておるであらう。そうすれば、下請債権の中の六割までは下請企業の賃金に見合うものであり、その賃金は親企業に直接従事しておる者の賃金と何ら変わるものではない。形式上国税と地方税との変わり方ぐらゐるもので、その本質的な姿は賃金債権である。労働者の生活を守るための賃金というものです。これはやはり政策的に同等に扱つてやるのでなければ論理が合はないう法改正を望んできたわけですね。この点は社会党さんも一緒——一緒にない、これは実際の話、社会党時代に私どもと一緒にやつてつづいたのであります。私は、こういう政策論について、自民党の諸君だって異論がないと思ふ。そういうような政策論を踏んまえて、すなわち、管財人が、下請代金の中の何割かというものは賃金債

権である。賃金債権が百九十九条において利益債権として処理されておるのであるから、したがつて、この再建計画の中においては、下請の賃金というものは、下請の債権の中の六割程度のもは賃金債権としてこれをみなして支払う。そういう支払計画を立てたら、裁判所は、理論も合はうし実際もそうである、よろしいと言つて裁判長が許可すれば、私は、この山陽特殊製鋼の場合でも、下請債権の中の六割までは利益債権として優先支払いを確保する措置がとり得るのではないかと、現行更生法の立場においてもそういうような理解の上で立てて国がそういう判断をすることによつて、私は法の改正を待たずともやめてやれないことではないと思ふが、法務省の御見解はいかがでありますか。

○新谷政府委員 当該の更生会社に雇用されておる者の賃金債権と下請会社に雇用されておる者の賃金債権と、これは法律的には更生会社を中心にして考えました場合には、債権、債務の関係が全然別個のものにみられるわけでございます。同時に下請会社のみならず、先ほど申し上げましたように、ほかの関連会社等の従業員の問題も同様でございます。これは扱う必要があるというふうな議論にも発展してくるんじゃないかというように私は考へるわけですね。ただ、裁判所の扱いとしまして、ただいまそれがどのようになつておりますか、実情は私どもよくご存じでございますが、私のこれは推測で申し上げようございませぬが、たゞいまのところでは裁判所は当該の更生会社の賃金債権と、それから下請会社その他の関連会社の賃金債権というものはおそろく區別して考へておられるのであるまいかと想像はいたします。

○春日委員 私はその他の関連会社、取引先ということではないのです。たとえば山陽特殊製鋼の下請企業として一〇〇％仕事をやっておるもの、あるいは八〇％仕事をやっておるもの、これを七〇％以上に見るべきか、とにかくいゆるその専属性合いというものに從つてその下請企業の中の

債権の何％程度がその賃金債権である。このみなし方は、これは実情に即して判断すれば、下請企業の経理を分析すればすぐあらわれてくる問題ですね。だとすれば、その親企業に直接雇用されておる者の賃金債権は利益債権である。下請のもの全面的にこれを切り捨ててしまふということには、政策的にこれは未熟であると思ふ。私はこれは実態を把握してないと思ふ。そういうような事情を踏んまえて管財人がこれは適當ではないと思ふから、したがつて下請債権の中の六〇％程度は、こういう支払い計画を立てて裁判所に申し出をし、裁判所がこれを認めた場合は支払い得るんだ、そしてあなたのほうで政府の中においていろいろと連絡調整の機会を持つて、そうだ、そうだ、こういうふうにして下請企業がかわいそうだ、これは救済せなければならぬ、社会問題になるんだ、本人の責任によらずに倒れたものを救済しなければならぬのだという理解の上で立つてこの問題を集約して判断すれば、やつてやれないことはないと思ふ。

それでは、端的に伺ひますが、これはいろいろの政策論を抜きにして、管財人が立案をして裁判所が認めた更生計画案というもののの中にそういうようなものが入つた場合、これは現行法のたてまえにおいても下請債権の中の賃金に見合う分は支払うことができることにならないか、これはひとつお答えを願ひたい。

○新谷政府委員 私もちよつと自信を持ってそういうことができるかどうかということをお答えができませんが、もしも、かりに、これは仮定論でございますけれども、管財人がそのような更生計画案を立案いたしました、裁判所が認可すれば、それに対して抗告もなく確定してしまふすれば、そのまま計画案は遂行される、こういうことになるわけでございます。

○春日委員 そこで私は、鍛冶政務次官にお願ひをしたいと思います。私、出かけて説明してまいりたいと思ふのです。だから法務大臣としましてま

第一類第五号 大蔵委員会議録第十七号 昭和四十年三月九日

一七

た通産大臣と大蔵大臣とがよく合議されて、實際問題として下請企業を何らかの手を尽くして救済しなければならぬ、あるいは救済する必要がありと政治的に御判断になったといたしますれば、私は現行法の立場においてやり得るといふようないまの御答弁であるならば、問題はあとと政策論だと思ふのです。ぼくはすべからく三大臣が協議されてこの問題は、法律の改正といつたて、事実上なかなか容易じやございませんから、現行法の範囲内においてなし得ることからやめていくしかない、なし得る様にひとつ御努力あらんことを強く要請しておきたい。政務次官、御答弁を...

○鐵治政府委員 この会社の更生計画は破産の場合と違ひまして、これから事業を継続させていくというところが眼目なんです。だからこの資金を払わぬならぬとかということ、これは破産の場合に考へべきことであつて、更生の場合は、どうすればこの事業が継続できるか、ここからくるのですから、その意味で管財人は、これはどうしてもこれだけのものを払わなければ今後やめていかれない、この点はやめていかなければこの会社は回つていかぬ、これを払わなければ材料が来ない、こういうようなことで計画を立てれば、ある程度のことでは認められると私は信じます。そういうことでできるだけのことはやらにいかぬものだと考へております。

○春日委員 私は親企業、たとえばこの山陽特殊製鋼というような大々会社が、下請企業がつぶれちまつては再建計画を立てたつてやれないと思ふ。下請企業をつぶさないためには全面的に支払うことができないとしても、何らかの名目を立てて、法律の根拠を背景にして、とにかく支払ひ得る態勢、前向きな形で問題をしばつていかなければならぬ、こういうような意味合いにおいて当面するこの下請企業、これを関連倒産から救済をしていく。そしてこの山陽特殊製鋼というものが一日休めば五千万円の損だといふのだから、それからまた日本の基幹産業の中で重要な役割りを果たしてある一個の企業でありますから、したがつて

どうかひとつ私がいま申し上げましたこと、あるいは私もいま早急に考へた論理でございますが、この下請代金のうちの六割は下請企業の賃金債権である。下請企業の賃金債権は、親企業の賃金債権と直接と間接の差はあれ同質のものである。この上になつて会社更生法の改正案をすつと前から私も出しておるのであります。だから政策論は相当練れておる。この現行法のたてまえにおいてこれをやるということについてはなお研究が必要であると思ひますが、しかしわれわれも長年の政策研究の中においてこれは不可能ではない。政府が、国が、国会が、同じような気持ちになればその問題の処理はできないはずはない。裁判所も外国人じやないのだからして、ひとつそういうような意味合いで鍛冶さんの御努力でこの問題が通産、大蔵、法務省の協力によつて当面の危機を回避することができるよう善処を願ひたいことを強く要請しておきます。

それからひとつ政策論に入りますが、これは特に関係官庁に強く要望したいのでございませぬが、これは先般社会党さんに対しても、自民党さんに対しても、わが党から提唱いたしました一個の救済策がございませぬ。それは不渡り手形整理協会法案というのでございませぬ、これはこのようにならぬにお互いに自己の責任によらずしてはかからず受け取つた手形が不渡りになつていく、いかに救済すべきか、いかに処理をなすべきか、問題はこのことにあると思ふのでございませぬ。それでわれわれが立てました一つの具体策は、国の機関として不渡り手形整理協会というやうなものをひとつにつくる。その手形の不渡りになつたものはそこへその手形を持っていく。そうすると、国の機関である不渡り手形整理協会というものは、これはどういう性格のものであるか、これを鑑別する。それがそういうやうな不渡り手形の責任によらずして受けたものであり、真正な手形であるといふことがきちつと認識できたものについては、これはその機会において税法上金額を損金算入する。これが一点。

それからその手形額面の中で、一体たとえばそれが五百万円であるならば、五百万円全額なければ手をあげる形になるのか。あるいはこの中の三百万円あれば当座をしのぐことができるのであるか、当事者と不渡り手形整理協会との間で話を必要最小限度の資金を救済的にそこへ長期低利で融資する。それは国対その被害者との間の政策金融ですね。そのためにこの際商工中金などのごときものに別ワク資金を設けて、これを一千億から一千億という別ワク資金を設けて、それによつて長期、それから低利の政策金融を行なつてこの破産、倒産を防いでいく。この策を立てるにあつたらば本日まですつと多くの破産、倒産が相次いでおる、将来ともこの金融不安がどこで終息されるかめどが立っていない。これは必要にして欠くべからざる緊急の施策であると思ふが、これについてどうお考えになりますか。この問題については、私は高橋銀行局長に対しても中小企業庁長官に対しても申し出て、政府においてぜひ練つていただけるならば三党共同提案、三党共同提案ができれば政府提案、何らかの形でこのやうな不渡り手形と関連倒産続出の現状にかんがみて救済措置をとらなければならぬが、いろいろと研究しても、ほんとうの救済措置はこれ以外にないと思ふ。なるほど三公庫に対して金融ベースで金融あつせんもあろうし、市中金融機関に対して金融ベースで金融ベースで金融あつせんもあつても、なおかつそれで信用が不足であつて、そこからはみ出たものを何とかこれを受けていく。しかたのないものはだめだといつて捨てないで、政策的に受けていく。本人の責任じやなくて被害を受けたのだから、国家がそれに対して何らかの救済の手を差し伸べるということを経済道義に照らしても政治条理に照らしても私は何ら異議なことではないと思ふ。これをやるべきである。高橋銀行局長に対しても中小企業庁長官に対しても私がこれを熱心に献策しておいた。その後どういふやうに研究され、これはどういふやうに扱われたか、この際御報告を願ひたい。

○高橋(後)政府委員 この問題につきまして、いまごまかい議論をするまで検討してございませぬ。ただし申し上げたいのは、手形そのものに非常にいろいろな手形があつて、中に相当悪質なものもある。ことにそういう制度ができて不渡り手形になれば、ある程度までは場合によつて銀行からも金を借りられる。長期低利の資金が借りられるということになつた場合の反響といひますか、それはね返りということも考へなければならぬし、それから不渡りになつてほんとうに困つておる人が、そういう全国的な組織なんではどうけれども、これは膨大なちやうど国税庁くらいの組織があればいいのですけれども、各税務署の所在地にみなそういう程度のものがあるのではないと実情の把握はできません。地方に起こつたものを東京で、この手形がどういふことなのか、その債権者はいかなる資産があり、どういふ取引をしておるのかといふことは実態が把握できない。そういう実態把握をするには、かなり大きな組織が必要と思ふ。そしてしかも迅速に、金に困つておるところを解決するには逆にならぬと相当時間のかかる問題です。だから、今回のやうにこういうやうな多数の関連の倒産が起る可能性のある場合には、特にその地区において全金融機関がこれに協力していち早く解決する。そうすれば、自分の取引先である場合が多いわけですから、とにかく取引先ならばある程度実態もわかる。けれども、全然関係のない者が実態を把握した上で査定をするといふことは非常に実行しむずかしいじやないか、そういう感じがいたしますので、實際問題としてなかなか困難な点があるといふことだけ申し上げませぬ。

○春日委員 時間が迫つておるようございませぬが、いま高橋君の御答弁を伺ひましたが、あなたがいかにか勉強されていなくかといふことを暴露したにとどまるものでまことに遺憾千万である。よろしいか。われわれはそんなやうな計画を立てるはずがない。少なくとも一個の政策案を立案する以上は、あの場合、この場合、その他の場合あら

ゆる場合を想定をして完べきを尽くしておる。文書の中を御判断願つてもわかるはずだ。そういう機関をつくれれば、かえって、そこへ行けば金融してもらえるからといって手形の不渡りを誘発するといふのだけれども、そういうことじゃない。これはそういうような下請企業が自己の責任によらずして、不渡り手形をつかまされた場合、どう救済するか、それをどう弁識するかという問題も、全国的に組織がなければならぬといふけれども、かかるがゆえにわれわれは、たとえば商工中金のごとく全国組織を持つていふようなその機関の中に別ワクをつくる、さすればその審査会はだれにするかといふようなことは、これはいろいろの機関がありまふ。たとえば本部に国の機関をつくつて、地方においては通産局とかあるいは財務局とか、あるいはそういう金融機とか、行政府のいろいろなもの委嘱することによって、そこで月に三回とか、週に一回とか、あるいは時宜によっては月に一回とか、そういうものが、持ち込まれておる手形がこれはいかにあるべきかといふて、本人を呼んで、この五百万円の中で、君のところは百万円で何とかならぬか、二百万円では何とかならぬか、どうしても手をあげるかあげないかといふその実態をそういう委嘱された係員がやつていけば、委員会の構成は中央地方に中小企業安定審議会もあるし、国の機関はずつと必要なるところにあるんだから、やろうと思えばやれないはずは絶対ない。われわれは経済学者や行政府のいろいろの諸君の意見を加えてこの案を立てて、熱心にこれを提唱しておる。中小企業法はどうですか、この問題についてどう御検討になっておりますか。

○春日委員 それでは質問を最後にいたしますが、法務省に伺います。会社更生法はやはりその債権債務を切り捨て、あるいは一部たな上げにする、こういう形によつてその企業の存続、救済をはかつていこう、こういうのでせうね。ところが現状においては、下請企業はほとんどこのように切り捨てられていけば破産倒産になり、一方行政指導といつても、それはおのずから効果の限界がある。何らかの改正を必要とお考えにならないか。本日各新聞はそれを報道しておる。会社更生法の改正についてどうやう政府間においてもこれを改正しよう、こういうやうな動きが現われてきたと言つておりますが、現段階におきます情勢はどのやうなものでありますか。あるいはその見通し、これをひとつ関連倒産の犠牲者たちが大体そのめどを置くことが出来るやうな程度にお示しを願ひたい。

○新谷政府委員 会社更生法の運用に当たつております裁判所のほうからは、まだ正式に何も意見あるいは要望といふやうなものが出ておりませんが、お話のように、山陽特殊鋼のこの問題を中心にしたしまして非常に大きな問題になっております。私どもも会社更生法が現在のままで完へきのものであるといふふうにはもちろん考えておりません。非公式にはいろいろの意見も聞いておりますので、特に現在の情勢に対処するために、現行の会社更生法がそのままではいかどうか、そういう点についても関係の方面とも連絡をとりながら研究してみたい、このやうに考えております。

○春日委員 ただいま法務省御答弁のとおり、現在のままでいいとは思へないといふことである。完全無欠のものではないと考へておるといふことである。法律は完全無欠なものでなければならぬのでございますよ。不完全な法律なんといふものがあれば、このことが国民の生命、財産を拘束しているんだから、不完全な法律によつて拘束されたら一体どういふことになるか、もしも悪いところがあつたら即刻直さなければならぬです。たとえば、この会社更生法のごときも、いま

切り捨てられたところの下請中小企業の諸君の救済の道が何も法的にギョラされてないです。これはいけない。これは世論の声である。そうしていま民事局長も、現在の法律は完全無欠なものだとは考へていない。完全無欠でないやうなずさんな法律をもつて国民を拘束するとは何事か。これすみやかに改正を必要とするので、政府はすべからく即刻閣議を開かれて、会社更生法の改正案を本国会に提出されるやう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○吉田委員長 次会は、明日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時散会

昭和四十年三月十三日印刷

昭和四十年三月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局